

ごあいさつ

度会町では、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」を策定するとともに、平成18年度からは、障害者自立支援法の施行に伴い、「障害福祉計画」を策定し、日常生活支援をはじめとするさまざまな障害福祉サービスの充実に取り組んできました。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」で理念として掲げられる、制度の谷間のない支援をめざし、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いを尊重しあいながらともに生きる社会をみんなで実現することを目標に、町内外の福祉資源を活用して、障がいを抱える方々の日常生活の負担や不安が少しでも和らぐことを願って努めてきたところです。その中でも、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、度会町の地域の実情に応じた形で整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが重要であると考えており、近隣市町に所在する障がい者支援施設、事業所の協力のもと面的整備を進めているところです。

前回計画に引き続き、今後も「障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、安心して暮らせる度会町」を実現できるように全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました関係機関の皆さまをはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をたまわりました多くの町民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

度会町長 中村 忠彦



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障がい福祉に関する国の政策動向	2
3 計画の位置づけ	6
4 計画の策定体制	9
第2章 度会町の現状と課題	12
1 度会町の現状	12
2 障がい福祉サービスの提供状況	20
3 地域生活支援事業の状況	23
4 障がい児福祉サービスの提供状況	26
5 障がい者を取り巻く状況	27
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本目標	41
3 重視する視点	42
4 計画の体系図	43
第4章 施策の展開	44
1 安全・安心な生活環境の整備	44
2 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進	47
3 自立した生活支援と意思決定支援の推進	49
4 保健・医療の充実	52
5 雇用・就業・経済的自立の支援	54
6 教育・文化芸術活動・スポーツの振興	56
第5章 度会町第7期障がい福祉計画	58
1 成果目標等の設定	58
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	63
第6章 度会町第3期障がい児福祉計画	77
1 成果目標の設定	77
2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策	79
第7章 計画推進のために	81
1 関係各課・関係機関・関係団体との連携	81
2 計画の点検・評価体制	81
第8章 資料編	82
1 用語解説	82
2 計画策定の経緯	88
3 度会町自立支援協議会 委員名簿	89
4 度会町福祉総合計画策定委員会 委員名簿	90

「障がい」の表記及び字体について

「障がい」の表記については、漢字表記、ひらがな表記等があり、それぞれ様々な考え方があります。

本計画においては、原則ひらがな：「障がい」で表記し、法令等で定められている用語や固有名詞（例：「障害者差別解消法」等）は漢字：「障害」で表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成28年の「障害者差別解消法」施行等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」の改正等、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や障がいのある人のいる家族支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

度会町（以下、「本町」という）では、平成19年3月に「障害者基本法」に基づく「度会町障がい者基本計画」と「障害者自立支援法」に基づく「度会町障がい福祉計画」を策定し、社会参加の支援や社会環境の整備等をめざした障がい福祉サービス等の充実に努めてきました。平成30年3月には「度会町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、令和3年3月には「度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、相談支援や就労支援の強化等、一層の施策の充実を図ってきたところです。

一方で、町民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題等、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合わせた適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。そのため、本町の障がい者福祉における考え方や理念等、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域で暮らすすべての住民で考え、町民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「度会町第3次障がい者基本計画」「度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「度会町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 障がい福祉に関する国の政策動向

(1) 障害者基本計画（第5次）の概要

総論の主な内容

■ 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

■ 基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

■ 社会情勢の変化

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

■ 各分野に共通する横断的視点

- ・ 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・ 共生社会の実現に資する取組の推進
- ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ・ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

■ 施策の円滑な推進

連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

※国資料に合わせ、「障害」を漢字で表記しています。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の見直し

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針

第1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 1 基本理念
- 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (成果目標)

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第3 計画の作成に関する事項

- 1 計画の作成に関する基本的事項
- 2 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画野作成に関する事項
- 4 その他

第4 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進
- 6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

※国資料に合わせ、「障害」を漢字で表記しています。

(3) 関連法の動向

下記の表は、障害者基本法改正以降の障がい者関連法整備の主な動きをまとめたものです。

年	内容
24年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
25年	○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具現化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 ○「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 ○「障害者差別解消法」の成立 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障害者雇用促進法」の改正 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「障害者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 等
26年	○「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
28年	○「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
30年	○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者文化芸術推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等 ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

平成

年	内容
令和 元年	<ul style="list-style-type: none"> ○「読書バリアフリー法」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施
令和 2年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者雇用促進法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和 3年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者差別解消法」の改正（施行は令和6年） <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象となる） ○「医療的ケア児支援法」の成立 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず、適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が障がいの種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
令和 5年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第5次）」の策定
令和 6年	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者総合支援法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設 等

3 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

「度会町第4次障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「度会町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

【障害者基本法（昭和45年法律第84号）】 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）】 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法（昭和22年法律第164号）】 第33条の20

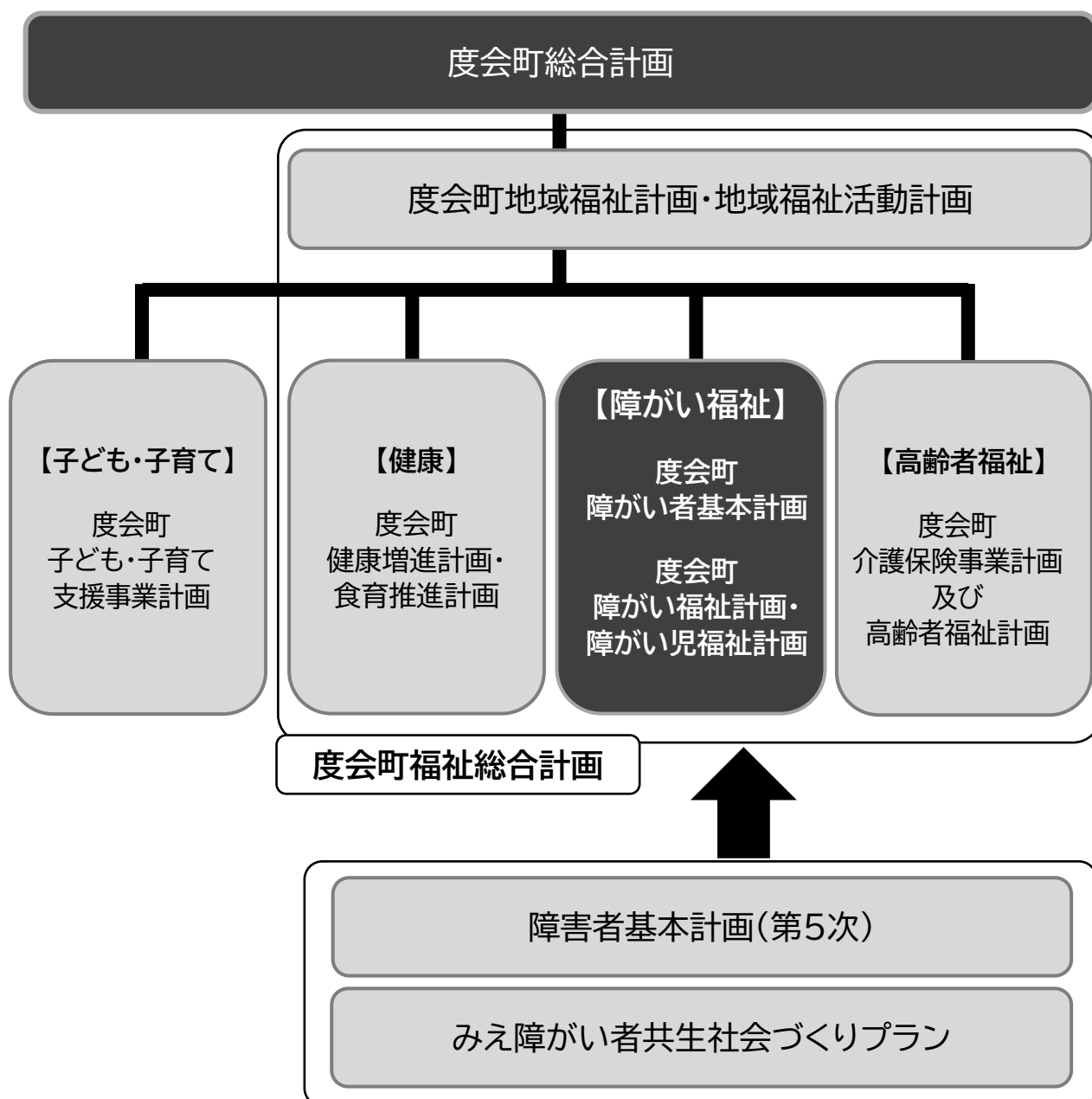
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害時相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※法令に合わせて、「障害」を漢字で表記しています。

(2) 度会町における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「度会町総合計画」を最上位計画とし、さらに「度会町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい者福祉分野の個別計画として「度会町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「度会町子ども・子育て支援事業計画」「度会町健康増進計画・食育推進計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。



(3) 計画の期間

「度会町第4次障がい者基本計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間です。

また、「度会町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

いずれの計画も、社会情勢に大きな変化があった場合等は、計画期間中であっても適切に見直しを行うものとします。

各計画	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
総合計画	第7次					
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期 第2期					
障がい者基本計画（本計画）	第4次					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画（本計画）	第7期 第3期			第8期 第4期		
介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画	第9期 第10期			第10期 第11期		
健康増進計画・食育推進計画	第2期・第1期（～17年度）					
子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期				

4 計画の策定体制

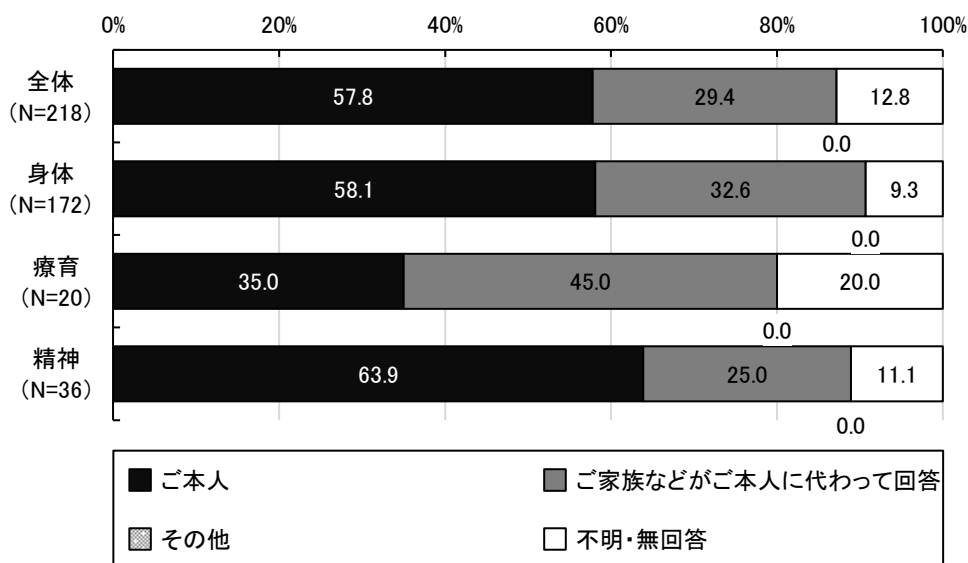
(1) 町民アンケート調査

障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握することを目的とし、町内在住の障害者手帳所持者 411 人を対象とした「アンケート調査」を実施しました。

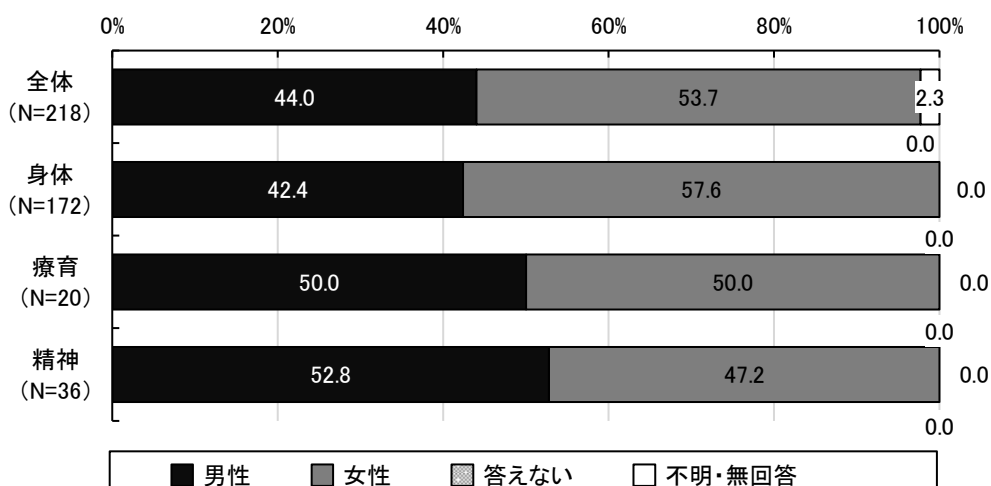
■調査概要

調査地域	度会町全域
調査期間	令和4年12月6日(火)～12月23日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者、福祉サービス利用者
回収率	53.0% (218件/411件)

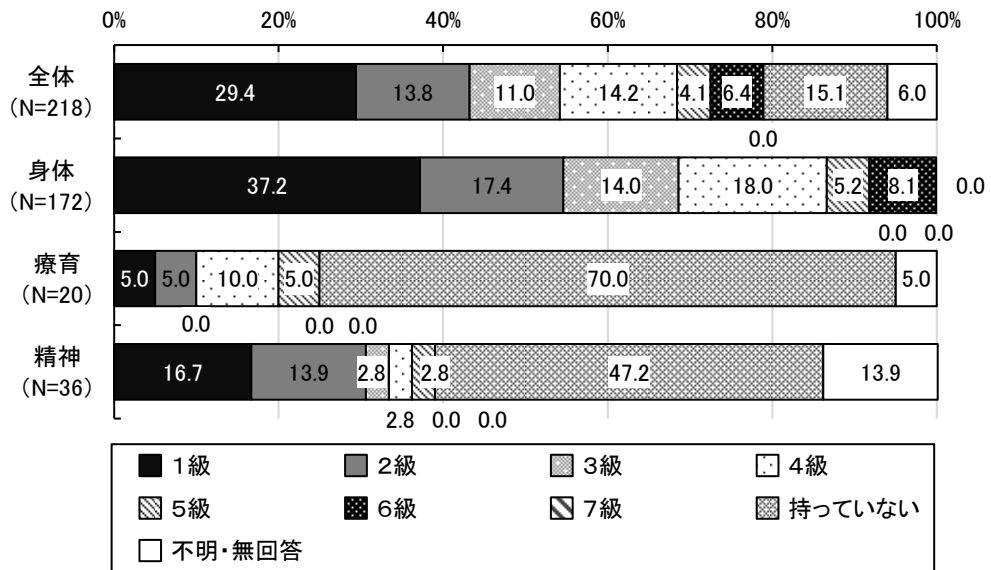
■アンケートの回答者



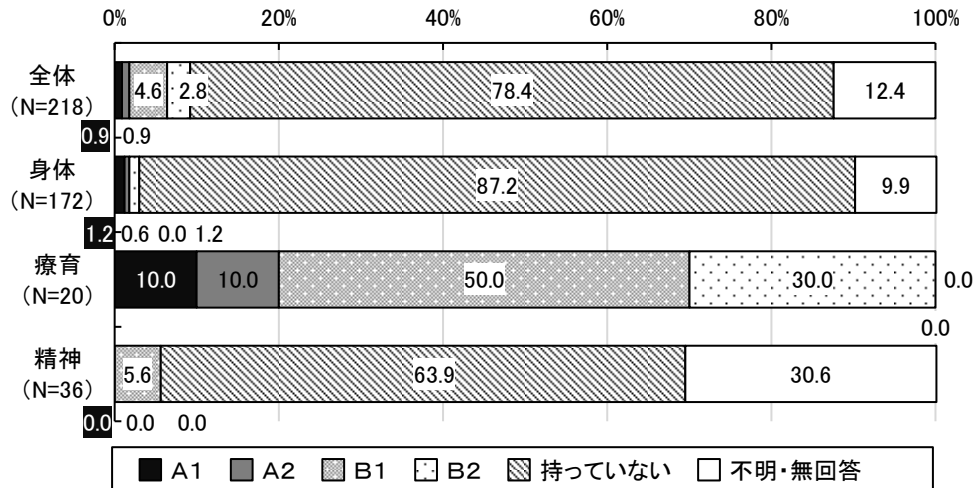
■回答者の性別



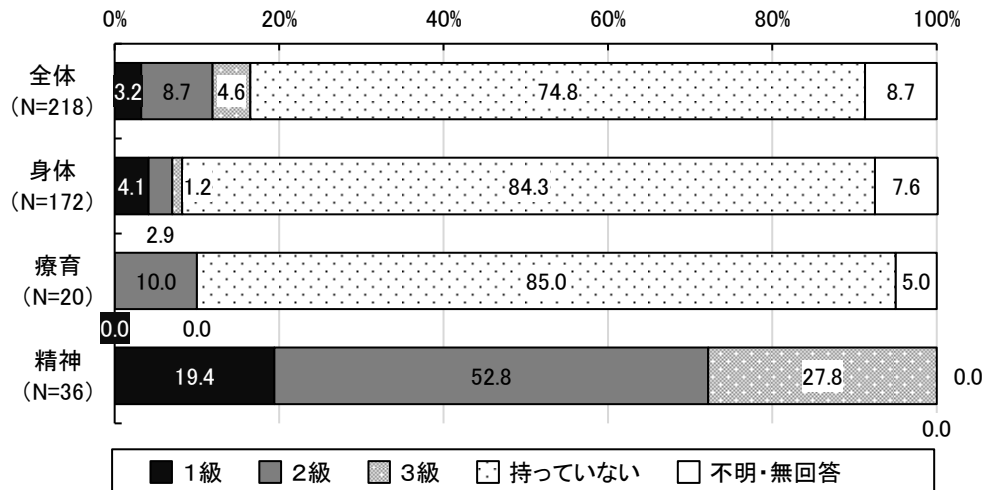
■身体障害者手帳所持者の状況



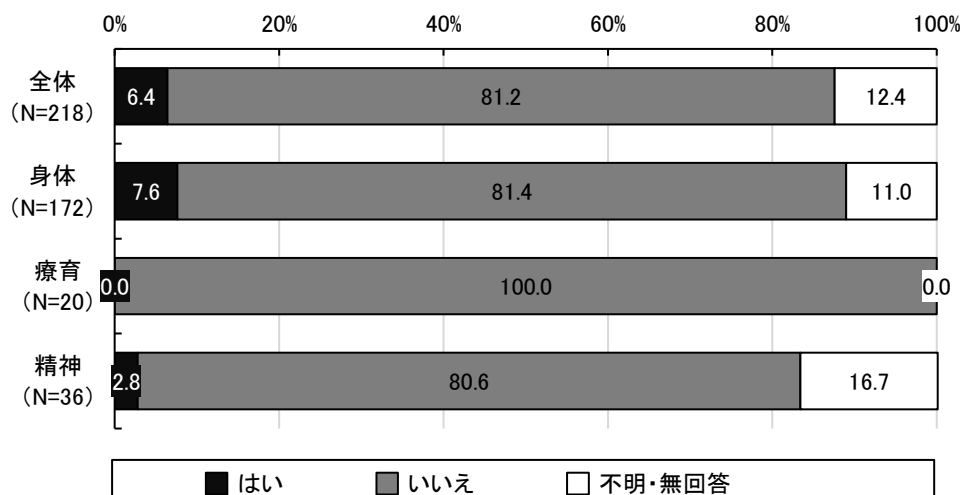
■療育手帳所持者の状況



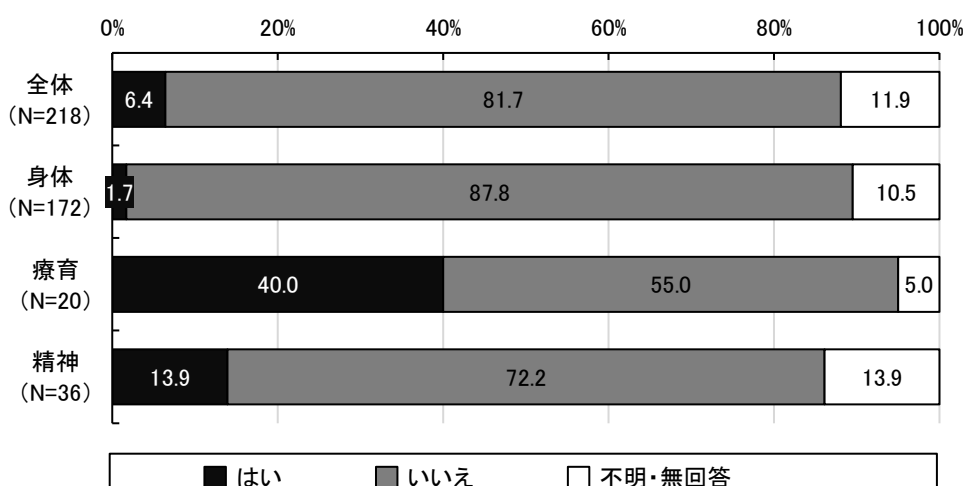
■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



■難病（特定疾患）の認定の有無



■発達障がいの診断の有無



(2) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、「度会町自立支援協議会代表者会議」で検討したのち、学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「度会町保健福祉事業計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、町民の方々よりご意見をいただくために、下記の通りにパブリックコメントを実施しました。

期 間	：	令和5年12月14日（木）～ 令和5年12月28日（木）
意見提出数	：	0件（0人）

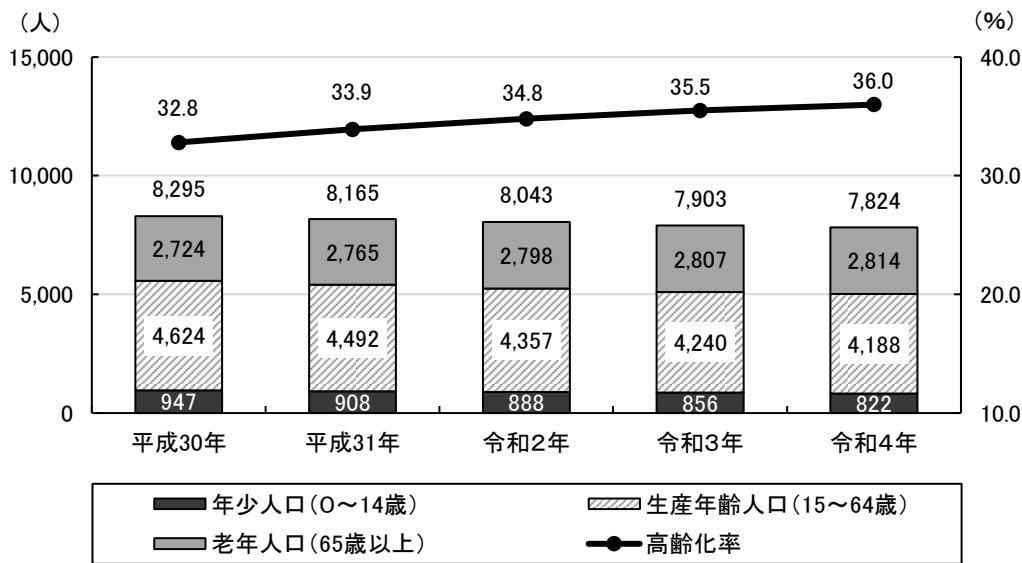
第2章 度会町の現状と課題

1 度会町の現状

(1) 人口と世帯数の状況

■ 年齢区分別人口

総人口は年々減少しており、令和4年では7,824人となっています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加し続けており、少子高齢化が進んでいます。

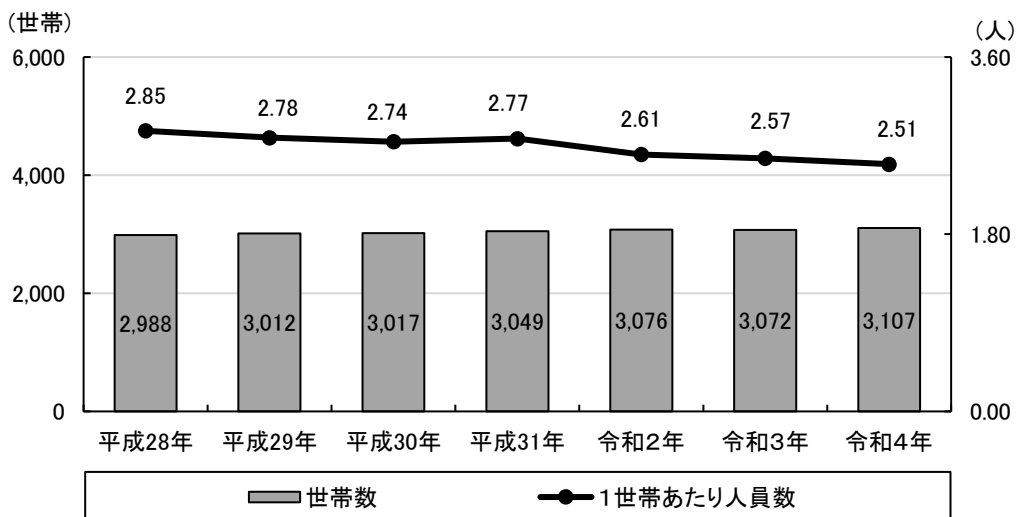


資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

■ 世帯数及び1世帯あたり人員数の推移

世帯数は、令和3年に減少するものの増加傾向で推移しており、令和4年では3,107世帯となっています。

1世帯あたりの人員数は、平成31年度以降減少しており、令和4年では2.51人となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

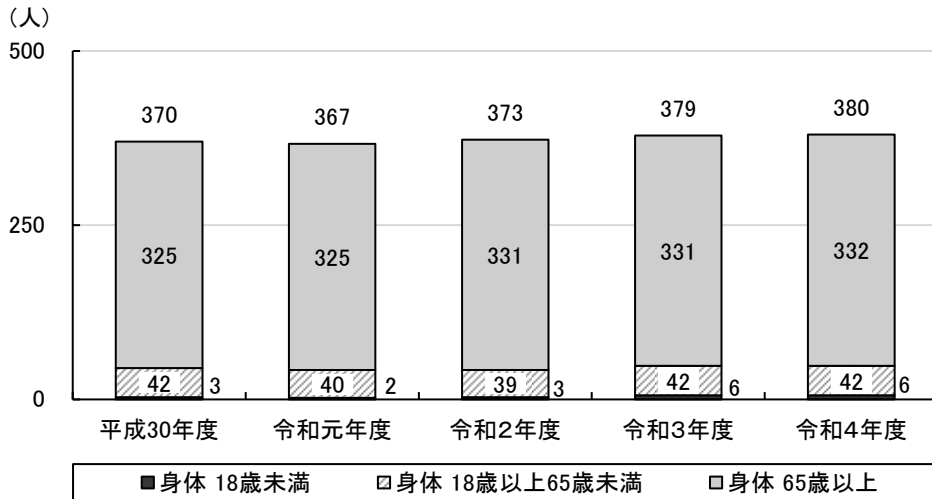
(2) 障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の状況

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度以降は増加傾向で推移しており、令和4年度は380人となっています。

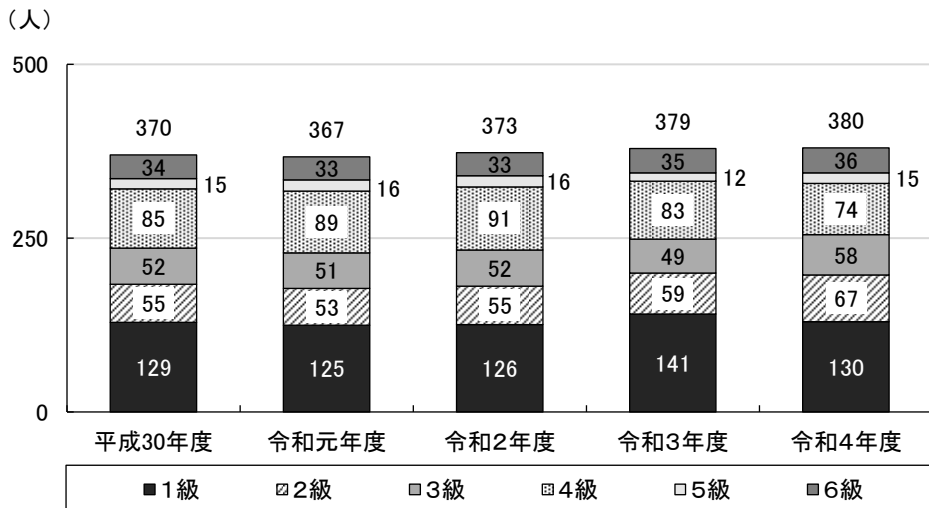
年齢別にみると、65歳以上が全体の大部分を占めています。



資料：度会町保健こども課（各年度末時点）

■ 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

等級別の身体障害者手帳数の推移をみると、1級が最も多く、次いで4級、2級と続いています。4級は、令和2年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向となり、令和4年度時点では74人となっています。



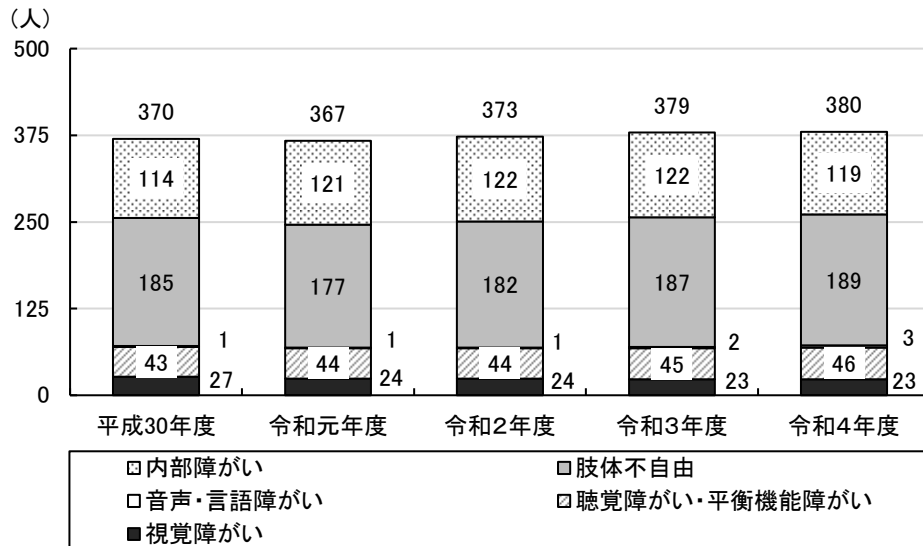
資料：度会町保健こども課（各年度末時点）

身体障害者手帳の等級について

障がいの程度に応じて1級から6級までの等級が定められており、1級が最上位の等級となり、最も重度の障がいを表しており、数字が増えるごとに障がいの程度が軽度となることを示しています。

■ 障がい種別別 身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいと続いています。内部障がいは、令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度では減少し、119人となっています。



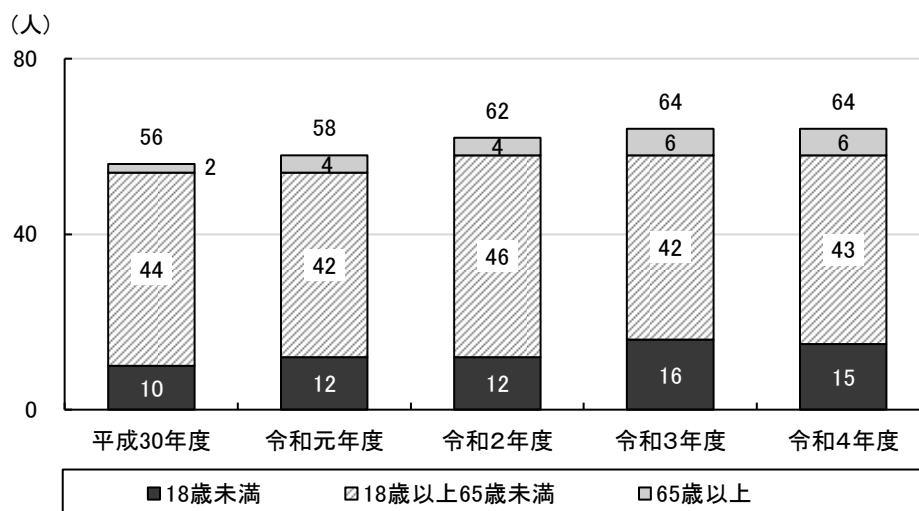
資料：度会町保健こども課（各年度末時点）

療育手帳障害者手帳所持者の状況

■ 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度より増加傾向が続いており、令和4年度時点で64人となっています。

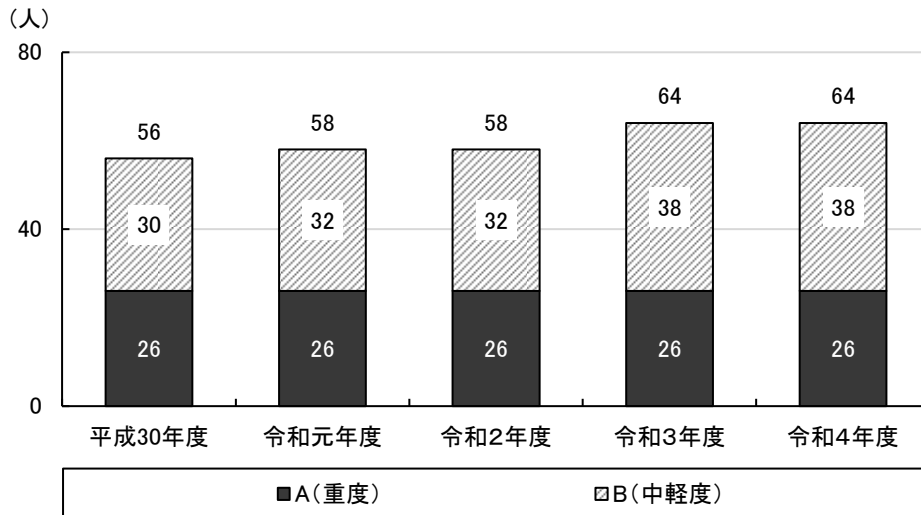
年齢別にみると、大部分が18歳以上65歳未満となっており、令和2年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和4年度時点では43人となっています。



資料：度会町保健こども課（各年度末時点）

■ 判定別 療育手帳所持者数の推移

判定別の療育手帳所持者数の推移をみると、重度の判定 A は平成 30 年度以降変動が無く、令和 4 年度時点で 26 人となっています。中軽度の判定 B は、令和 3 年度から増加し、令和 4 年度時点で 38 人となっています。



資料：度会町保健こども課（各年度末時点）

療育手帳の判定について

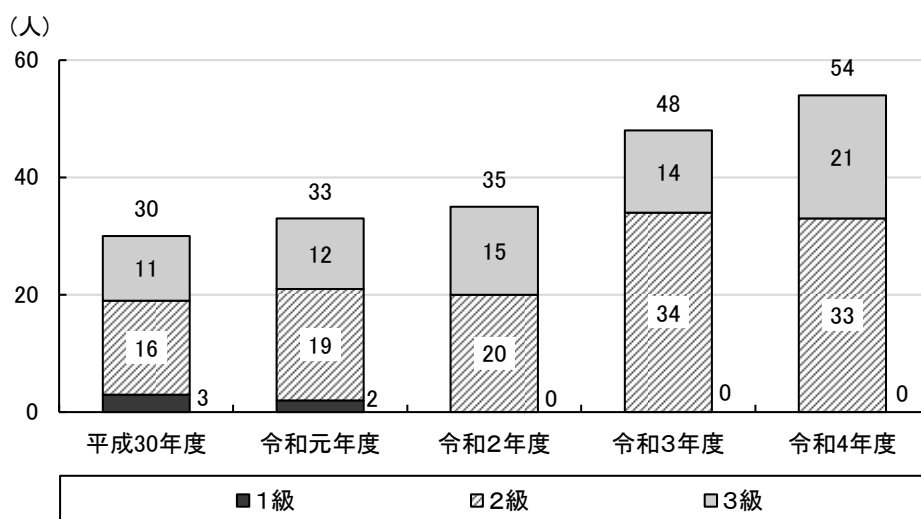
障がいの程度に応じて4つの区分があり、それぞれA 1：最重度、A 2：重度、B 1：中度、B 2：軽度となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

■ 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成30年度以降増加傾向にあり、令和4年度時点で54人となっています。

特に、3級が令和3年度以降増加し、令和4年度時点で21人となっています。



資料：度会町保健こども課（各年度末時点）
※令和4年度のみ令和4年10月末時点

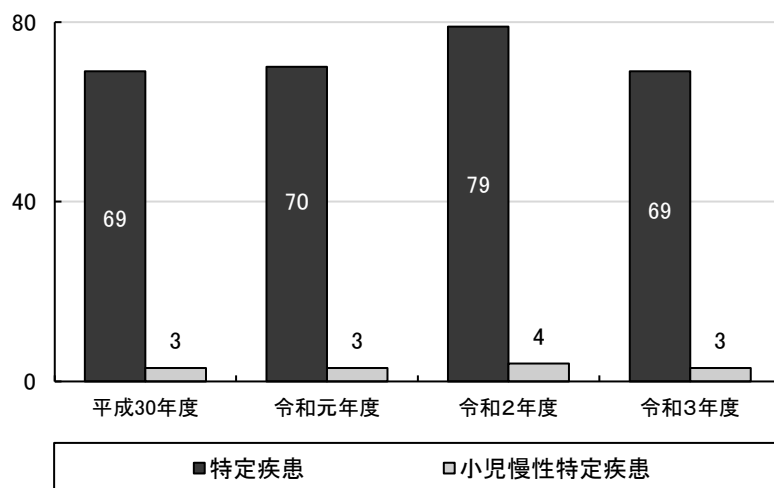
精神障害者保健福祉手帳の等級について

それぞれ、1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの、2級：精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、3級：精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの、と判断基準が定められており、3級から1級と、等級の数字が小さくなるにつれて重度となっています。

(3) 特定疾患（難病）患者の状況

■ 難病患者数の推移

難病疾患数の推移をみると、特定疾患は平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にありますが、令和3年度には減少しており、69人となっています。



資料：伊勢保健所

■ 特定疾患の内容（上位3件）

特定疾患の内容として最も多いのはパーキンソン病の9人であり、次いで潰瘍性大腸炎が7人、ベーチェット病が5人となっています。

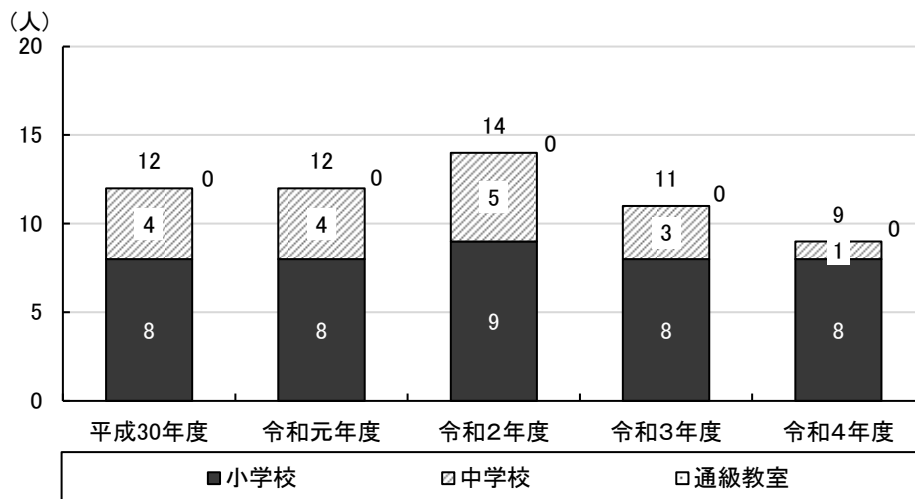
疾患名（人）	令和3年度
パーキンソン病	9
潰瘍性大腸炎	7
ベーチェット病	5

資料：伊勢保健所

(4) 特別支援学級・特別支援学校の状況

■ 特別支援学級在籍者数の推移

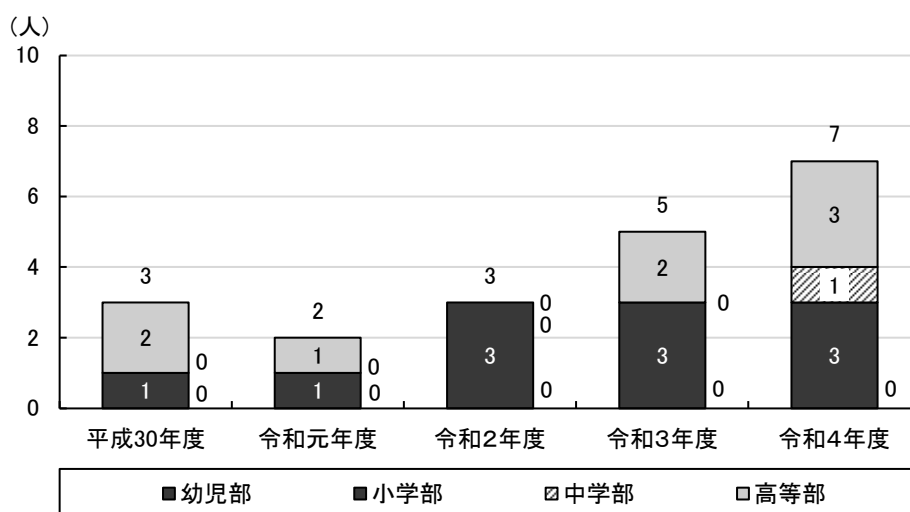
特別支援学級在籍者数の推移をみると、小学校ではほぼ横ばい、中学校では令和2年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和4年度時点では1人となっています。



資料：度会町教育委員会

■ 特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学校在籍者数の推移をみると、小学部における在籍者数が平成30年度、令和元年度は1人でしたが、令和2年度以降は3人となっています。また、高等部の在籍者数は令和2年度までは減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向にあり、令和4年度時点で3人となっています。



資料：度会町保健こども課

■ 特別支援学校卒業生の進路状況（平成 30 年度～令和 5 年 5 月 1 日時点）

特別支援学校の卒業生 3 人の進路状況をみると、1 人は一般就労、1 人は就労継続支援 B に進み、1 人は生活介護を利用しています。

	(人)
一般就労	1
就労継続支援 A	0
就労継続支援 B	1
生活介護	1

資料：度会町保健こども課

■ 言語発達障がい通級指導教室設置校数（令和 5 年 5 月 1 日時点）

通級教室の設置校数をみると、本町において通級教室の設置されている小・中学校はそれぞれ 1 校となっており、令和 5 年 5 月 1 日時点で児童 1 人が小学校の通級教室に通っています。

	(校)	(人)
小学校	1	1
中学校	1	0

資料：度会町教育委員会

■ 保育所における特別支援加配対象児の在籍数、在籍加配対象児童数、加配教諭数（令和 5 年 5 月 1 日時点）

在籍加配対象児童数をみると、3 歳、5 歳ともに 2 人となっています。加配教諭数をみると、3 歳が 1 人、5 歳が 3 人となっています。

	特別支援加配 対象児	在籍児童数	在籍加配 対象児童数	加配教諭数
0～2 歳	0	54	0	0
3 歳	0	42	2	1
4 歳	0	53	0	0
5 歳	0	39	2	3

資料：度会町保健こども課

2 障がい福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの内、利用実績があるものは居宅介護と同行援護となっています。居宅介護では利用者数、利用時間ともに計画値を下回っていますが、同行援護の利用時間では計画値を上回って推移しています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護	人/月	2	3	2	4	1	5
	時間/月	13	40	13	48	1	60
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1	2	1	2
	時間/月	15	9	22	20	29	20
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数、利用時間を足したものを12か月で除した数値

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについて、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型では、利用者数、利用日数ともに実績値が計画値を上回って推移しています。また、生活介護では、利用者数、利用日数ともに実績値が計画値を下回って推移しています。就労継続支援B型では、利用日数は増加傾向にあるものの、計画値を下回って推移しています。療養介護では、計画値を0としていましたが、令和4年度以降利用者が1人となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人/月	24	28	23	30	24	32
	人日/月	453	533	455	572	443	610
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	1	2	1	2	1
	人日/月	21	15	23	15	30	15
就労移行支援	人/月	0	2	0	2	1	2
	人日/月	0	36	0	36	8	36
就労継続支援A型	人/月	8	5	8	5	7	5
	人日/月	113	104	152	104	136	104
就労継続支援B型	人/月	13	11	16	12	13	13
	人日/月	170	198	200	216	204	234
就労定着支援	人/月	1	1	1	1	0	2
療養介護	人/月	0	0	1	0	1	0
短期入所	人/月	6	4	7	4	4	4
	人日/月	12	29	21	29	22	29

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数、利用時間を足したものを12か月で除した数値

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(3) 居住系サービス

居住系サービスの内、自立生活援助の利用実績はありませんでした。共同生活援助は実績値が計画値と同数または下回っているものの、精神障がいのある人の実績値は計画値を上回っています。施設入所支援は、令和4年度のみ実績値が計画値を上回っていますが、令和3年度、5年度は計画値を下回っています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
共同生活援助	人/月	4	4	3	5	4	5
うち精神	人/月	4	1	3	2	4	2
施設入所支援	人/月	11	12	14	12	11	12
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
うち精神	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数を足したものを12か月で除した数値

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(4) 相談支援

相談支援について、利用実績があるものは計画相談支援のみとなっています。3年間で増加傾向となっており、計画値を上回っています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/年	50	48	51	49	67	50
地域移行支援	人/年	0	1	0	1	0	2
うち精神	人/年	0	1	0	1	0	2
地域定着支援	人/年	0	1	0	1	0	2
うち精神	人/年	0	1	0	1	0	2

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

3 地域生活支援事業の状況

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(3) 相談支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	0	1	0	1

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(6) 意思疎通支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	0	1	0	1	0	1

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日常生活用具給付等事業	件/年	214	250	244	255	228	260

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	1

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(9) 移動支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
移動支援事業	時間/月	0	10	0	10	0	10

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数を足したものを12か月で除した数値

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
地域活動支援センター	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	1	2	1	2	1	2

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(11) 訪問入浴サービス事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問入浴サービス事業	回/月	0	8	0	8	0	8

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用者数を足したものを12か月で除した数値

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

(12) 日中一時支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日中一時支援事業	人/年	13	15	14	16	11	17

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

4 障がい児福祉サービスの提供状況

障がい児福祉サービスについて、児童発達支援の利用者数は令和5年度に減少し、実績値が計画値を下回っていますが、放課後等デイサービスの利用者数は実績値が計画値を上回り、利用日数も令和4年度以外は上回って推移しています。障がい児相談支援の利用者数は増加しており、障がい児に対するサービスのニーズが増していることが伺えます。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人/月	17	9	19	10	8	11
	人日/月	52	45	42	50	42	55
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	26	22	29	23	27	26
	人日/月	244	220	125	230	318	260
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	2	2
	人日/月	0	0	2	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	40	31	43	33	86	37
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績値及び計画値は1か月ごとの利用時間を足したものを12か月で除した数値

※障がい児相談支援のみ実績値及び計画値は年間の利用者数

※令和5年度の実績値は9月末までの実績による見込み

5 障がい者を取り巻く状況

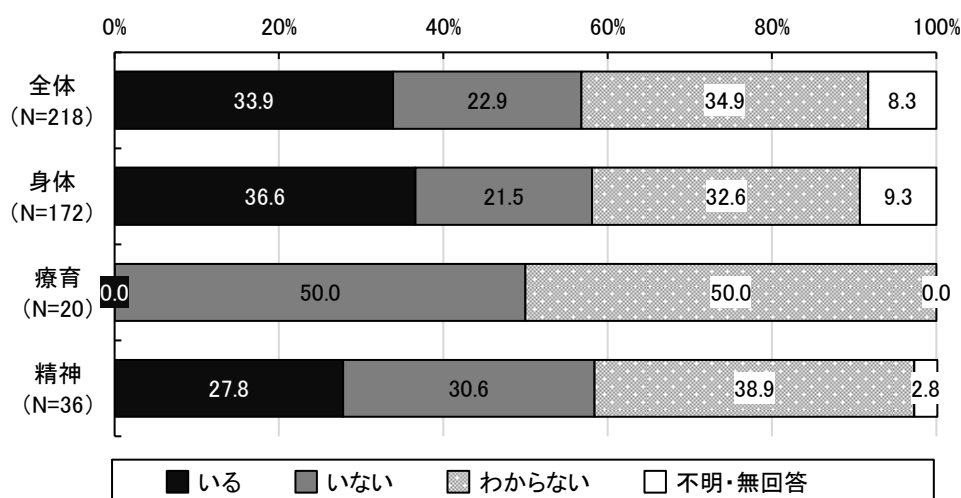
前回計画の施策体系に基づいて7つのテーマを設定し、町民へのアンケート調査、庁内検証で明らかになった度会町の障がい者を取り巻く課題について記載しています。

(1) 安全・安心な生活環境の整備

アンケート調査結果

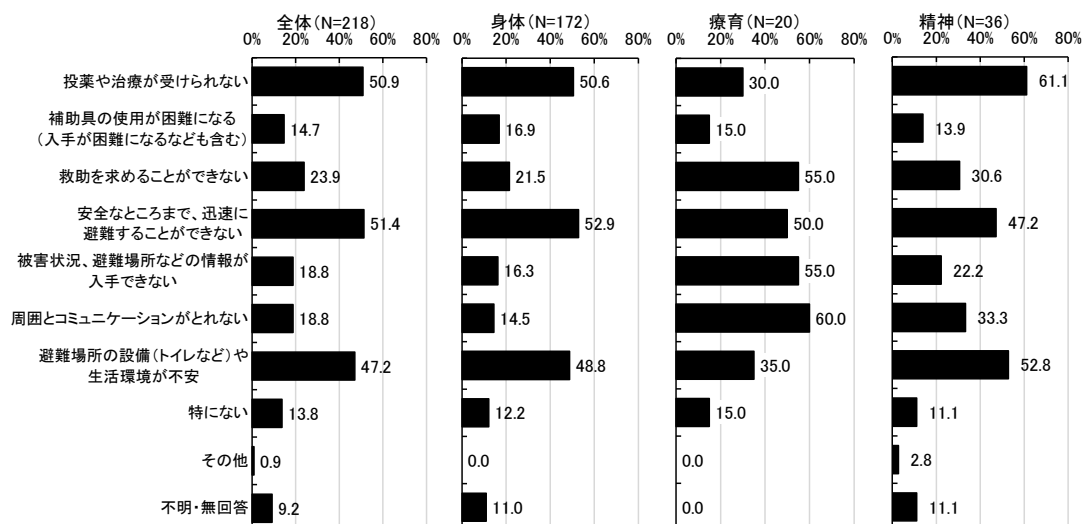
■ 家で一人の場合、近所に助けてくれる人がいるか

▶ 身体:「いる」(36.6%)、療育:「いない」「わからない」(50.0%)、精神:「わからない」(38.9%)が最も高くなっています。



■ 災害のときに困ること

▶ 身体:「安全なところまで、迅速に避難することができない」(52.9%)、療育:「周囲とコミュニケーションがとれない」(60.0%)、精神:「投薬や治療が受けられない」(61.1%)が最も高くなっています。



庁内検証結果取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) 住環境の整備	4	-	1	2	1	-
(2) 障がい配慮したまちづくりの推進	5	-	1	2	2	-
(3) 防災・防犯対策の推進	7	-	3	4	-	-
計	16	-	5	8	3	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

住環境の整備

- 公営住宅の入居について、住宅の必要度合いを点数化し、優先入居を実施した。
- グループホームの整備等について、具体的な協議にはいたっていない。

障がい配慮したまちづくりの推進

- 事業所等への理解促進に取り組めていない。

防災・防犯対策の推進

- 避難行動要支援者の名簿、個別計画を活用し、安否確認、避難支援、巡回、声掛け等を実施した。
- 防災行政無線は様々な媒体を活用し、視覚的にも情報が得られるように発信した。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・《療育》で、家で一人の場合助けてくれる人が「いる」と答えた方が0人となっています。 ・災害時の困りごとについて、《身体》で「安全なところまで、迅速に避難することができない」、《療育》で「周囲とコミュニケーションがとれない」、《精神》で「投薬や治療が受けられない」が最も高く、所持手帳ごとの課題が読み取れます。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の整備として、必要度合いの点数化によって優先入居を実現していますが、グループホームの整備では協議から始めることが必要です。 ・防災・防犯対策では、名簿や個別計画、豊富な情報発信の方法を活用しながら推進しています。



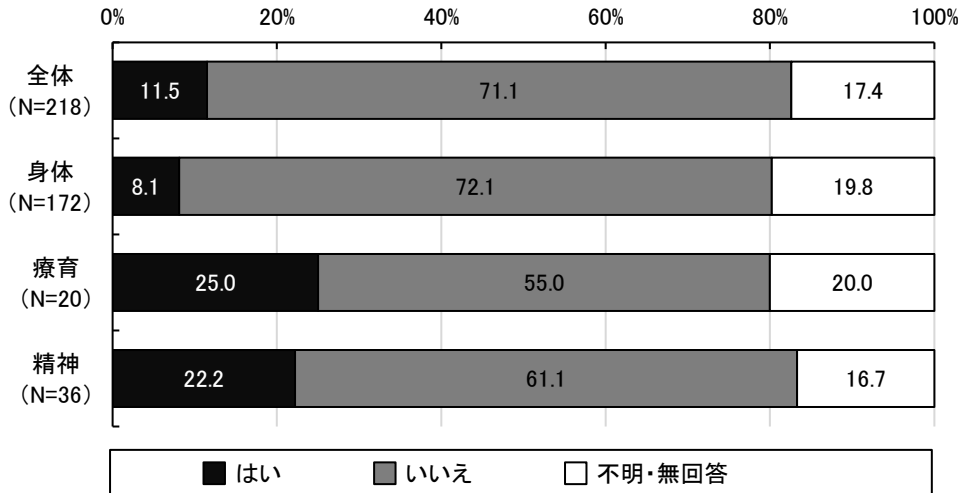
所持手帳ごとのニーズを適切に捉え、当事者の希望する暮らしを支えられる居住環境の確保を引き続き進めるとともに、災害時等の緊急時に迅速に対応できる仕組みづくりにつなげていくことが重要です。

(2) 行政上の配慮と情報提供の仕組みづくり

アンケート調査結果

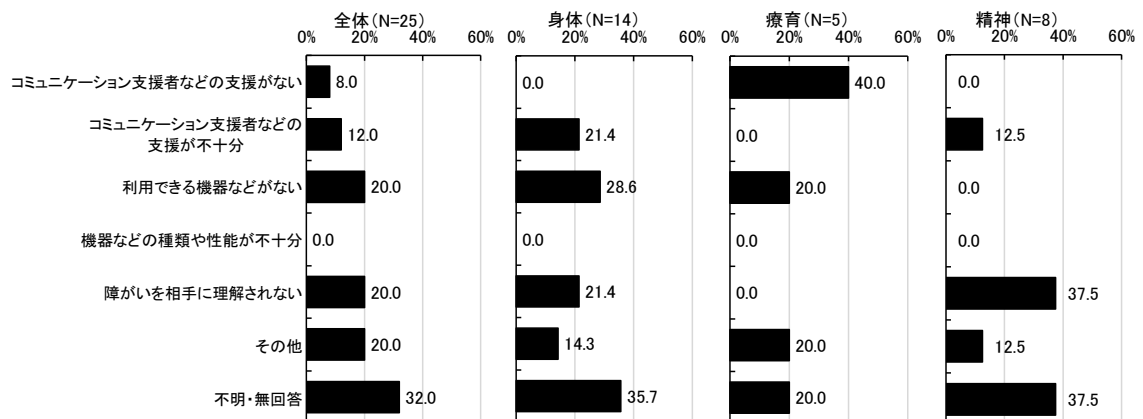
■ コミュニケーションをとるときや情報を利用する場合に困ることがあるか

▶ 身体：「いいえ」(72.1%)、療育：「いいえ」(55.0%)、精神：「いいえ」(61.1%) が最も高くなっています。



■ 主な困りごと

▶ 身体：「利用できる機器などが無い」(28.6%)、療育：「コミュニケーション支援者などの支援が無い」(40.0%)、精神：「障がい相手を理解されない」(37.5%) が最も高くなっています。



庁内検証結果取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) 障がい配慮した情報提供の推進	4	-	1	3	-	-
(2) 選挙等における配慮の実施	3	-	3	-	-	-
計	7	-	4	3	-	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

障がい配慮した情報提供の推進

- 広報紙等について、読み手に配慮した紙面づくりに努めた。
- 職員の意識向上のため、広く人権についての研修を行っていく。

選挙等における配慮の実施

- 各投票投票所に車いすの設置や貼り紙の掲示等を行い、投票しやすい環境を整えた。
- 代理投票や点字投票、郵便投票の対応を行った。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション時や、情報を利用するとき、《療育》と《精神》で、《身体》よりも困ることがあると回答した方の割合が高くなっています。 ・ 具体的な困りごとでは、《療育》で「コミュニケーション支援者などの支援がない」、《精神》で「障がいを相手に理解されない」が最も高くなっています。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等において、読み手に配慮した紙面づくりを進めており、発信される情報を読み手が適切に受け取ることができる工夫を行っています。 ・ 選挙時では、各投票所での車いすの設置や、代理投票や点字投票、郵便投票等、多様な配慮が進められています。



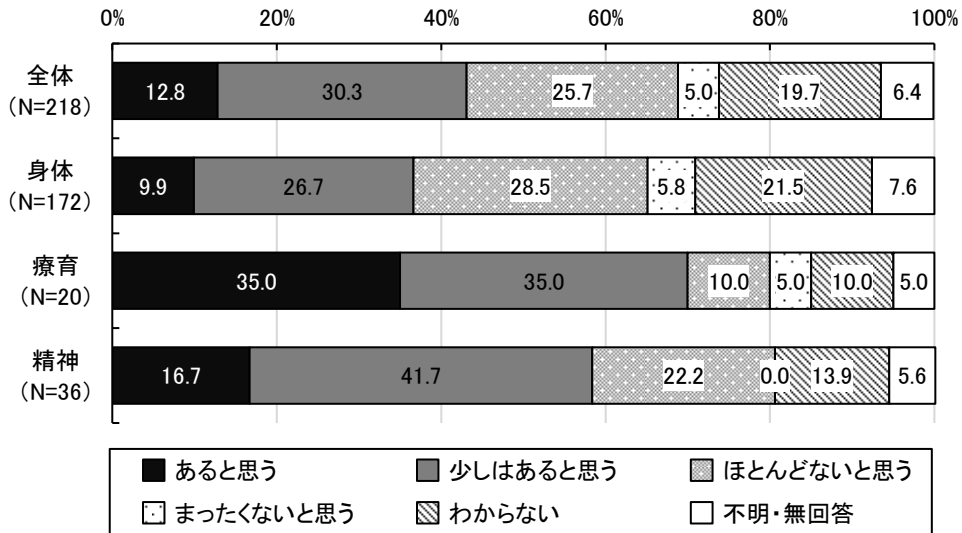
広報紙やホームページ等、行政から発信する情報の提供における配慮や、選挙時の投票等、社会参画の機会における配慮等について引き続き取り組むとともに、意思表示や意思決定のサポート体制や、情報を入手しやすい仕組みの在り方についての検討が必要です。

(3) 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進

アンケート調査結果

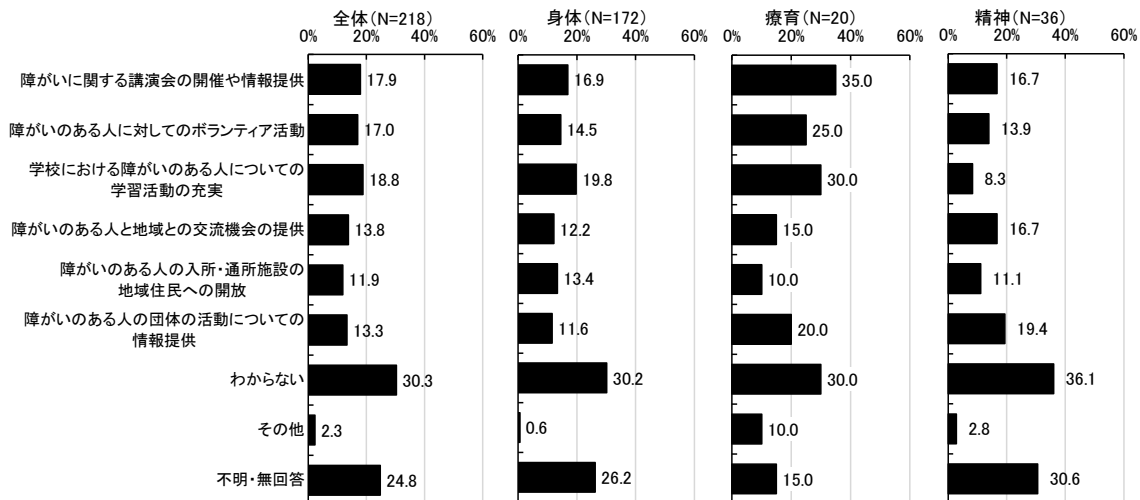
■ まちで障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか

身体：「ほとんどないと思う」(28.5%)、療育：「あると思う」「少しはあると思う」(35.0%)、精神：「少しはあると思う」(41.7%) が最も高くなっています。



■ 障がいのある人に対し、理解を深めるために必要だと思うこと

身体：「学校における障がいのある人についての学習機会の充実」(19.8%)、療育：「障がいに関する講演会の開催や情報提供」(35.0%)、精神：「障がいのある人の団体の活動についての情報提供」(19.4%) が最も高くなっています。



取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) 広報・啓発活動の充実	6	-	1	2	3	-
(2) 障がいのある人の権利を守る取り組みの推進	3	-	-	2	1	-
(3) 障がいを理由とする差別解消の推進	3	-	-	1	1	1
計	12	-	1	5	5	1

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

広報・啓発活動の充実

- ポスターの掲示、窓口へのパンフレット配布を行い、周知を図った。
- 度会町社会福祉協議会において、講演会や講座開催等を行った。

障がいのある人の権利を守る取り組みの推進

- 令和4年度の成年後見制度の利用実績はないが、相談を受けた際に裁判所での手続き方法や必要書類の説明をした。
- 地域生活支援拠点の整備とともに、虐待を受けた障がいのある人の保護について検討を進める。

障がいを理由とする差別解消の推進

- 講座では、開催方法、講師の選定、参加の機運の醸成等が課題。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・町における障がいのある人に対する差別や偏見は、所持者ごとで「ある」と回答した方の割合に開きがあります。 ・理解を深めるために、《療育》では「障がいに関する講演会の開催や情報提供」、《精神》では「障がいのある人の団体の活動についての情報提供」が必要だと回答した方の割合が最も高くなっています。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやパンフレットの配布だけでなく、講演会や講座開催を行う等、啓発活動が進められています。 ・成年後見制度について、まずは相談時に手続きや書類等の説明を行いながら、実際の利用に向けた取り組みが行われています。 ・差別解消では、今後の講座の開催に関する検討が進められています。



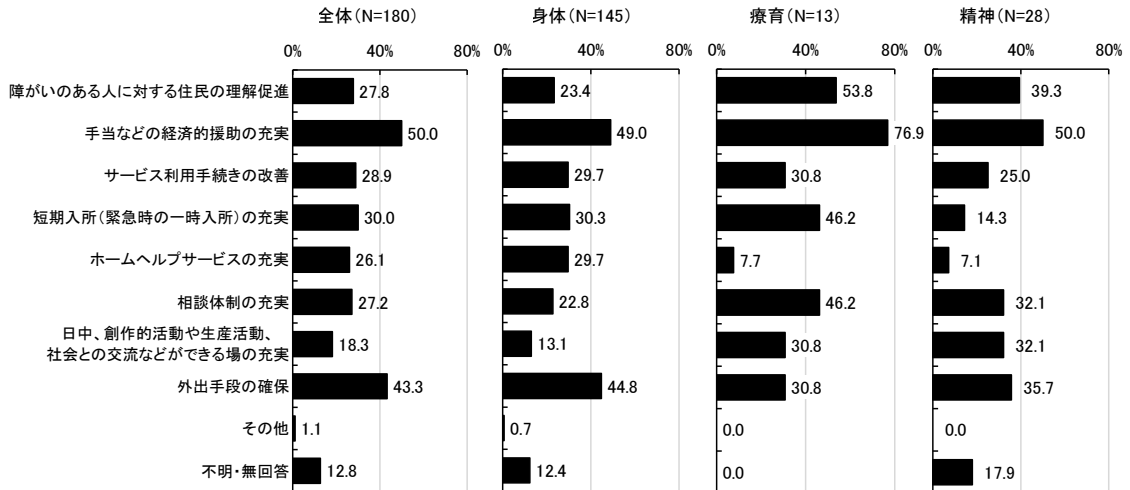
障がいに対する理解を深める機会の提供について、より効果的な方法について検討するとともに、当事者の権利を守る取り組みを引き続き進め、だれもが差別や偏見を感じることなく、個人がもつ権利を適切に行使することができるまちをめざし続けることが重要です。

(4) 自立した生活支援と意思決定支援の推進

アンケート調査結果

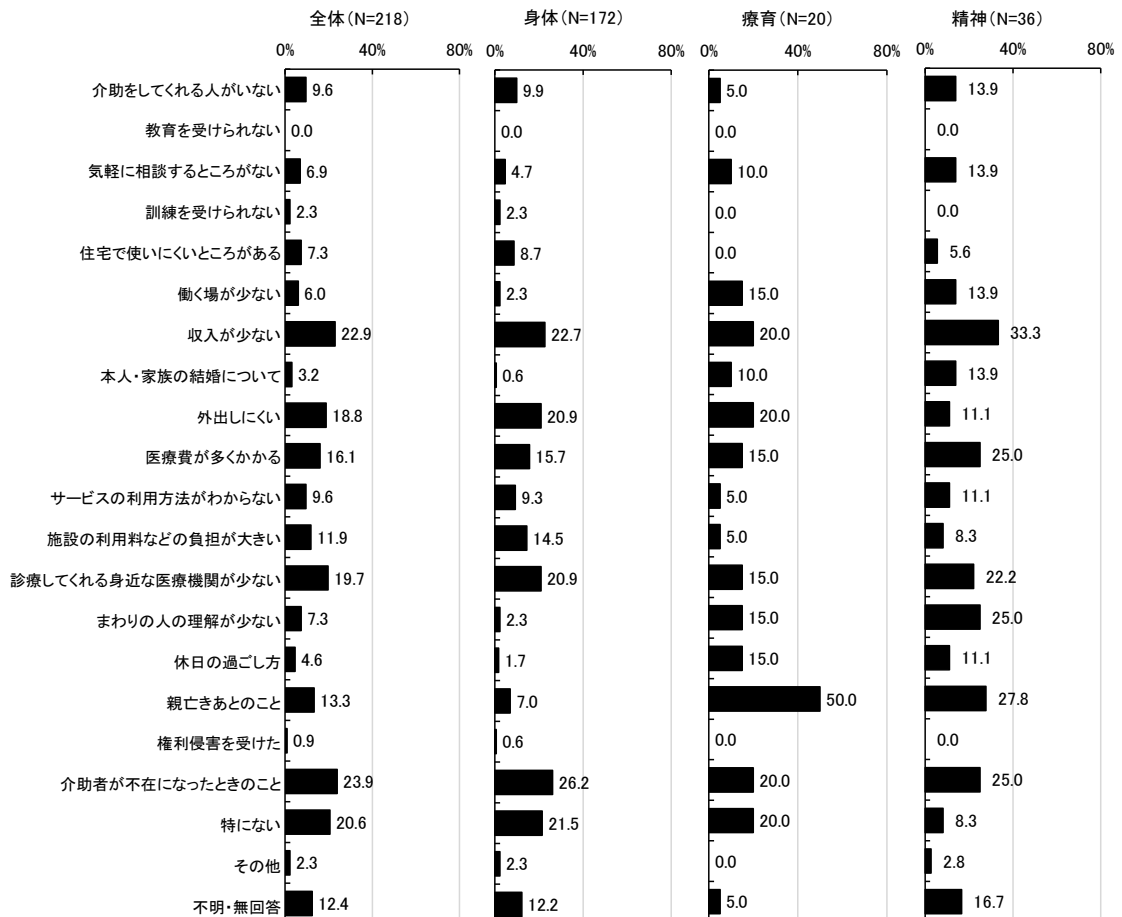
■ 在宅での生活を続けるために必要なこと

▶ 身体、療育、精神：「手当などの経済的援助の充実」（それぞれ49.0%、76.9%、50.0%）が最も高くなっています。



■ 現在の生活で困っていること、あるいは不安に感じていること

▶ 身体：「介助者が不在になったときのこと」(26.2%)、療育：「親亡きあとのこと」(50.0%)、精神：「収入が少ない」(33.3%) が最も高くなっています。



取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) 意思決定支援の推進	3	-	1	2	-	-
(2) 相談支援体制の充実	3	1	2	-	-	-
(3) 福祉サービス等の充実	8	-	2	5	1	-
(4) 社会参加の促進	3	-	-	3	-	-
(3) 地域生活を支えるネットワークづくり	6	-	1	2	3	-
計	23	1	6	12	4	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

意思決定支援の推進

- 権利擁護について、中核機関を設置し、相談体制の強化等を実施した。

相談支援体制の充実

- 一次相談を度会町社会福祉協議会に事業委託し、相談支援体制の構築等を実施した。

福祉サービス等の充実

- 精神福祉部会を発足し、ひきこもり事案、不登校児童の現状把握の情報共有等を行った。
- 町内に訪問系、日中系サービスの資源が少ないことが課題。

地域生活を支えるネットワークづくり

- ボランティアの実施を継続するための体制整備、社会関連事業所との連携強化が必要。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活を続けるために必要なことは、「手当などの経済的な援助の充実」以外にも、所持手帳ごとによって必要な支援が異なります。 ・現在の生活について、所持者ごとで「介助者が不在になったときのこと」や「親亡きあとのこと」に対しての不安を感じている方の割合が一定みられます。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護にまつわる中核機関の設置や、一次相談の事業委託等を行うことで、相談支援体制の整備が進められています。 ・福祉サービスでは、訪問系、日中系サービスの資源が少ないことが課題です。 ・ボランティアの実施を継続するために、体制整備や連携の強化が必要です。

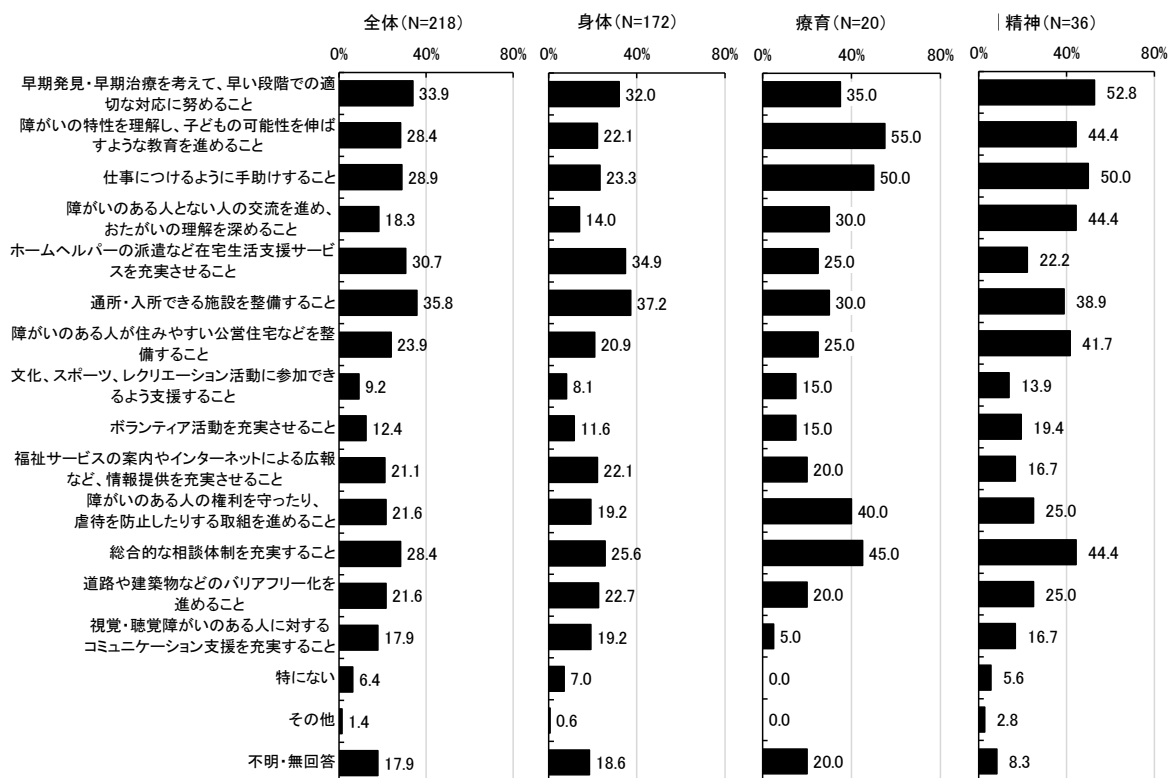
「親亡き後」の問題が深刻化する前に、相談支援体制の強化や障がい福祉サービスを利用しやすい環境整備、地域からも支えられる仕組みの強化を一層推し進める必要があります。また、権利擁護の体制についてもその在り方を明確にし、当事者が生活を営む地域において自分らしい選択をとることができるまちづくりを進めることが重要です。

(5) 保健・医療の充実

アンケート調査結果

障がい福祉施策を進めるにあたって、町が充実させるべきこと

身体：「通所・入所できる施設を整備すること」(37.2%)、療育：「障がいの特性を理解し、子供の可能性を伸ばすような教育を進めること」(55.0%)、精神：「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」(52.8%)が最も高くなっています。



取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) 保健・医療の充実	4	-	4	-	-	-
(2) 障がいのある児童への支援	6	-	3	3	-	-
(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	6	-	2	3	1	-
計	16	-	9	6	1	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

保健・医療の充実

- 相談支援専門員や保健師をはじめ、必要時は保健所や医療機関等と連携を取り、ケース対応を実施した。

障がいのある児童への支援

- 保育所に看護師が常駐し、障がいのある児童の保育について助言と指導を実施。
- 保健師による訪問にて母子の健康の保持増進を図りながら、障がいの早期発見・支援を実施した。
- 療育目的よりも、レスパイト・就労支援を目的とした利用者が増えている。

障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 委託医療機関にて妊婦健診、乳児健診を、乳幼児については集団健診を実施した。
- 集団健診は、コロナウイルスによる日程や内容変更のため受診率は低下した。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	・まち全体における障がい福祉施策を進めるために必要なことについて、《精神》で「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」が最も高く、《身体》と《療育》でも一定のニーズが読み取れます。
庁内検証	・保健・医療の充実として、各関係機関同士で連携を取りながらケース対応に努めています。 ・障がい児への支援として、当事者だけでなく介助者へのケアも行っています。 ・コロナウイルスによる影響はありながらも、各種健診を実施しています。

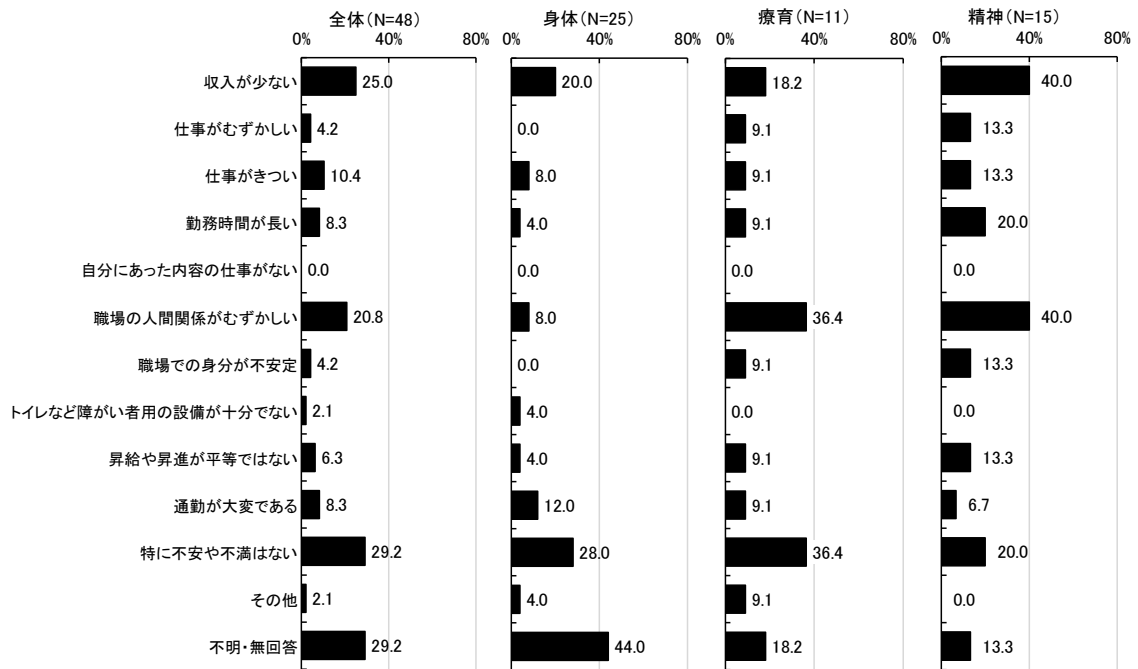
障がい児支援に対するニーズが高まっていることが伺える中、早期対応の体制づくりや保護者に対する支援を引き続き進めるとともに、発達障がい等、近年注目されている課題にも対応できる体制について、専門機関や近隣自治体とも連携しながら強化していく必要があります。

(6) 雇用・就業・経済的自立の支援

アンケート調査結果

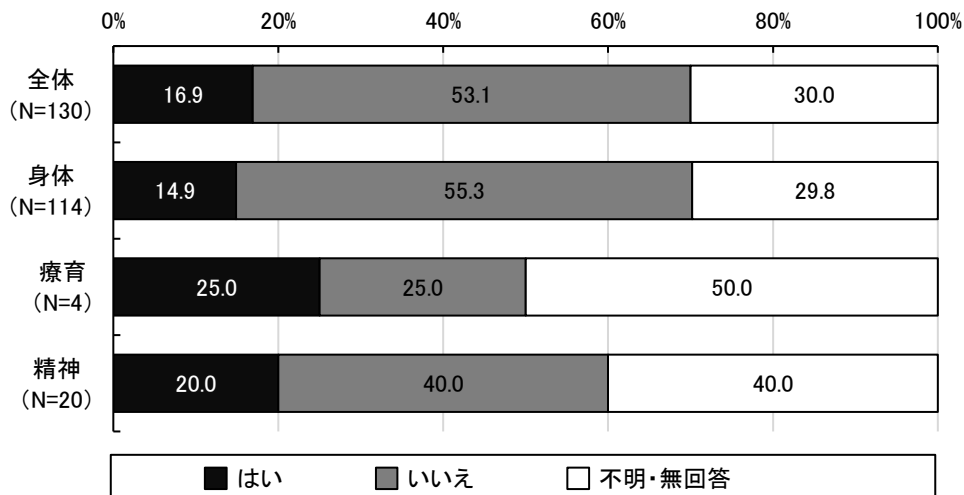
■ 仕事をするうえで不安や不満があるか

▶ 身体：「特に不安や不満はない」(28.0%)、療育：「職場の人間関係がむずかしい」「特に不安や不満はない」(36.4%)、精神：「収入が少ない」「職場の人間関係がむずかしい」(40.0%) が最も高くなっています。



■ 収入を得る仕事をしたいと思うか

▶ 身体：「いいえ」(55.3%)、療育：「はい」「いいえ」(25.0%)、精神：「いいえ」(40.0%) が最も高くなっています。



取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の 取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) 総合的な就労の支援	3	-	1	2	-	-
(2) 障がい者雇用の促進	2	-	1	-	1	-
(3) 福祉的就労の底上げ	2	-	-	1	1	-
計	7	-	2	3	2	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

総合的な就労の支援

- 障がい者就業・生活支援センターいくるへ繋げ、ハローワークと情報共有を行った。委託相談支援事業所が同行し、事業所を見学することによって利用につなげた。

障がい者雇用の促進

- 役場等の公共機関の障がい者雇用の促進し、地方公共団体の法定雇用率である 2.6%を上回る 3.1%を達成した。
- 農福連携について、関係機関との連携を図りつつあるが実施には及んでいない。

福祉的就労の底上げ

- 町外の就労系事業所を利用する際の、送迎が必要な利用者の移動について協力が必要。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をするうえで不安や不満があるかについて、《療育》で「職場の人間関係がむずかしい」、《精神》で「収入が少ない」の割合が高くなっています。 ・収入を得る仕事をしたいと思うかについて、いずれの手帳所持者でも「いいえ」と回答した方の割合が高くなっていますが、《身体》と比べて、《療育》、《精神》では「はい」と回答した方の割合が高くなっています。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な就労の支援としては、各方面と情報共有を行いながら、希望者を個別に就労へつなげる取り組みが進められています。 ・公共機関の障がい者雇用は、法定雇用率を上回っています。 ・福祉的就労を底上げするために、町外事業所利用時の移動に対する協力が必要です。

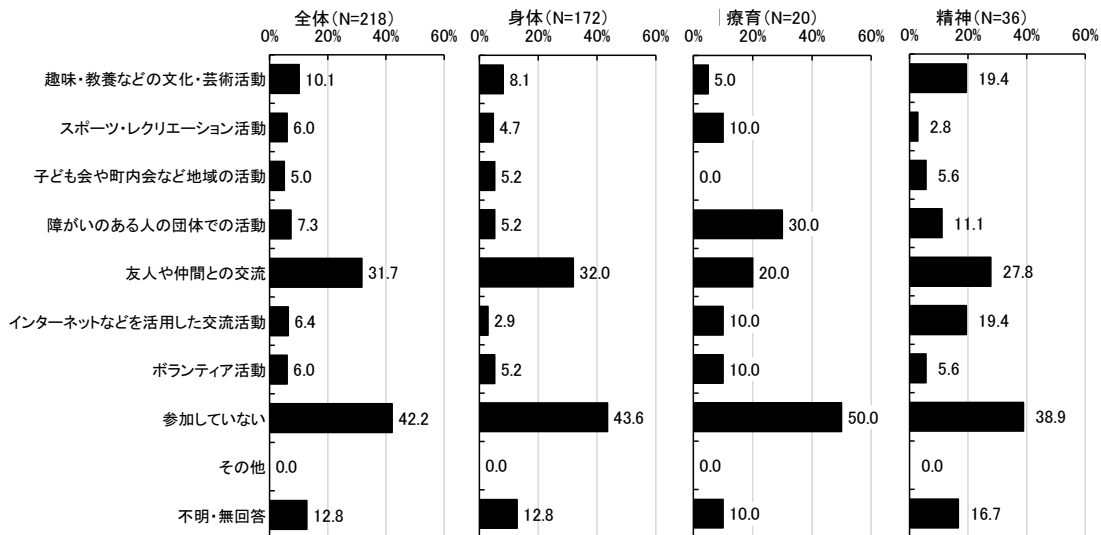
▶ 障害者差別解消法の改正によって民間事業者も合理的配慮の提供が義務になったことを受け、企業・事業所への理解促進に向けた取り組みを一層強化する必要があります。また、当事者の社会参画や自立した生活を支えるという視点から、就労しやすい環境づくりの推進や、まちの特性を生かした就労の場の創出にも引き続き取り組む必要があります。

(7) 教育・文化芸術活動・スポーツの振興

アンケート調査結果

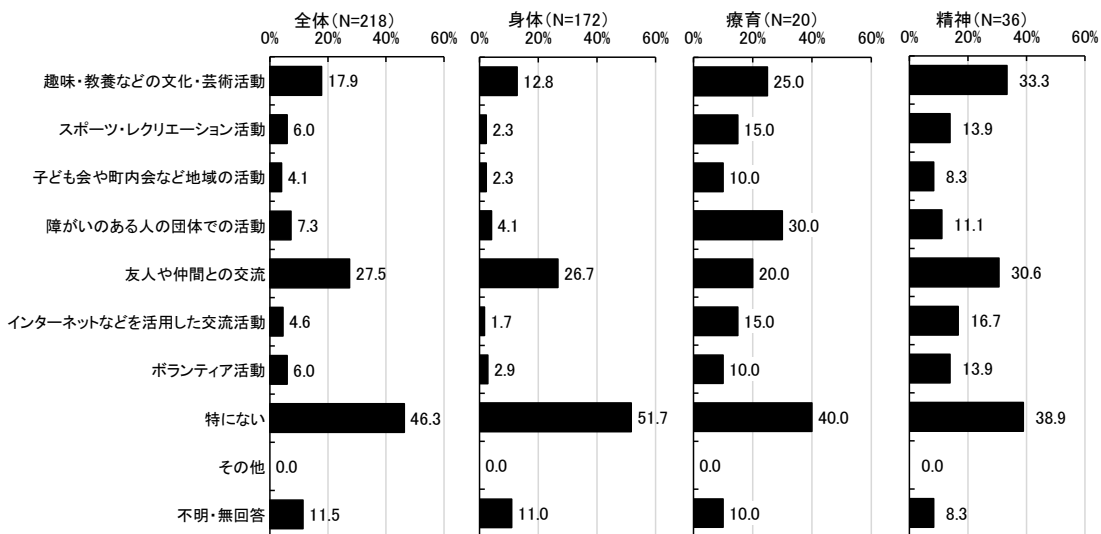
■ どのような活動に参加しているか

▶ 身体、療育、精神：「参加していない」(それぞれ43.6%、50.0%、38.9%)が最も高くなっています。



■ 今後の生活の中で、充実させたいこと・新たに始めたいこと

▶ 身体：「友人や仲間との交流」(26.7%)、療育：「障がいのある人の団体での活動」(30.0%)、精神：「趣味・教養などの文化・芸術活動」(33.3%)が最も高くなっています。



取り組みの状況（一部抜粋）

取組	評価対象の 取組数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
(1) インクルーシブ教育システムの構築	6	1	5	-	-	-
(2) 福祉教育の推進	4	1	1	1	1	-
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	2	-	-	1	1	-
(4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	2	-	-	1	1	-
計	14	2	6	3	3	-

※進捗評価の評価基準は右の通り A：目標を超えて達成できた B：目標どおり達成できた
C：目標近く達成できた（達成度 80%以上） D：目標には及ばなかった
E：全くできなかった

インクルーシブ教育システムの構築

- 途切れのない発達支援ネットワーク事業にて、情報共有と研修を実施。

福祉教育の推進

- 子どもの指導にあたる職員を対象に発達障がい児への対応と障がい理解の研修を実施。

生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 施設の老朽化が進み、統廃合等を視野に入れ、無理のない予算で整備を行う。
- ニーズに沿った講座内容、指導の担い手、場所や参加のための周知等、手探りの状態。

文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 障がい者スポーツについて、県主催の研修会の周知とともに、体制整備が必要。

現状・課題のまとめ

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・全体で、活動に「参加していない」と回答した方の割合が高くなっています。 ・今後に充実、新たに始めたいことでは、「障がいのある人の団体での活動」「友人や仲間との交流」等、生活に身近な活動に対するニーズが読み取れます。
庁内検証	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有や研修の実施等、教育に関する仕組みづくりが進められています。 ・多様な学習機会やスポーツの機会を提供するために、施設の整備や講座内容の検討、体制整備が必要です。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、地域活動の機会をコロナ禍以前に復調させていくために、当事者のニーズに合わせた機会づくりを進めていく必要があります。また、当事者が希望する在り方で教育を受けることができるよう、インクルーシブな教育を提供できる体制についても、引き続き充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

平成30年3月に策定した「第3次障がい者基本計画」において「障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現」を基本理念に掲げ、障がいのある人一人ひとりの障がい特性や状態、生活実態、性別や年齢に応じたきめ細かい支援、社会的障壁の除去を行ってきました。

また、障がいのある人が自身の生き方や暮らし方等を自分の意思で決定・判断できるように、アクセシビリティの向上と意思疎通の支援を、行政だけではなく障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、地域で障がいのある人とともに暮らす人、その他すべての住民、事業者が一体となって取り組んできました。

本計画においても、引き続き上記の理念を継承し、前回計画からの取り組みをさらに推進させていきます。

2 基本目標

障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまち 度会町

～障がいの有無にかかわらず、互いを尊重しあいながら
ともに生きる社会をみんなで実現する～

【考え方】

- 障がいの有無にかかわらず各々の個性と人権が尊重され、一人の住民として同じ立場で暮らしていける「度会町」をめざしていくことが必要です（包みこみ、支え合う社会）
- そのために、障がいのある人の社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、障がいのある人の生き方や暮らし方等あらゆる場面を自分の意思で決定し、判断できるようにアクセシビリティの向上と意思疎通を支援することが必要です
- また、障がいの特性や状態、生活実態に加え、性別や年齢に応じたきめ細かい支援が必要です
- 前回計画に引き続き、「障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、安心して暮らせる度会町」を、行政だけでなく障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、地域で障がいのある人とともに暮らす人、その他すべての住民、事業者が一体となって「みんな」でつくっていくことが必要です。

3 重視する視点

基本目標を達成するため、次の4つを重視する視点とします。

(1) 自己決定権の尊重と意思疎通支援 ～意思決定の支援～

障がいのある人がどこで誰と生活するかの選択の機会を確保し、障がいのある人の意思決定や意思表示が適切に行われるよう、意思決定の支援と意思疎通手段の提供を確保します。

(2) いつまでも住み慣れた地域で暮らせる体制づくり ～日常生活の支援～

障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らすことができるように、年齢や性別、障がいの特性や状態に応じた福祉、医療のサービスの充実を図ります。また、その利用等についても気軽に相談できるよう、相談支援等の充実を図ります。

(3) とともに生き、ともに暮らす地域づくり ～地域生活基盤の整備～

障がいのある人やそのご家族が地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域支援拠点等の整備を進め、地域全体でともに支え合うまちづくりを推進めます。

(4) 人権の尊重と権利を守るまちづくり ～差別解消・権利擁護～

障害者差別解消法に基づき、あらゆる場面において障がい者差別の解消に向けた取り組みと社会的障壁の除去に取り組めます。

4 計画の体系図

基本理念：障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

基本 目標	施策の方向	具体的な取り組み
障がいのある人もない人も ともに暮らしやすいまち 度会町	1. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住環境の整備 (2) 障がいに配慮したまちづくりの推進 (3) 防災・防犯対策の推進 (4) 障がいに配慮した情報提供の推進
	2. 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 選挙等における配慮の実施 (3) 障がいのある人の権利を守る取り組みの推進 (4) 障がいを理由とする差別解消の推進
	3. 自立した生活支援と意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 福祉サービス等の充実 (4) 社会参加の促進 (5) 地域生活を支えるネットワークづくり
	4. 保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実等 (2) 障がいのある児童への支援 (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
	5. 雇用・就業・経済的自立の支援	(1) 総合的な就労の支援 (2) 障がい者雇用の促進 (3) 福祉的就労の底上げ
	6. 教育・文化芸術活動・スポーツの振興	(1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) 福祉教育の推進 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 (4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

第4章 施策の展開

1 安全・安心な生活環境の整備

現状や課題を踏まえた施策の方向性

- アンケート調査結果から、今後希望する生活形態では「自宅での生活」が最も高くなっていますが、療育においては「共同生活（グループホーム）」の回答割合も一定数みられます。地域での自立した生活を送ることができる環境づくりに向けて、障がい福祉サービスの充実に加え、施設等のバリアフリー化や移動手段の確保、災害時の支援体制の整備等の取り組みを推進していくことが必要です。また、近年では、精神障がいのある人の地域移行や自立、地域定着も障がいのある人が持つ課題として挙げられることが多く、当事者の意向を踏まえつつ、住み慣れた地域で暮らしていくための支援を関係機関と連携しながら行っていくことが重要です。
- アンケート調査結果から、災害時の困りごととして、身体では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、療育では「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神では「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ高くなっており、所持手帳ごとの災害時における課題が見えてきました。町においては、避難行動要支援者名簿・マップを活用することで、災害時に障がいのある人に対して速やかに支援を行うことが出来る体制づくりや、情報伝達手段の工夫を凝らすことによって、各課題に対応した支援を行います。また、災害時に必要な医療的ケアや支援を行えるように、福祉避難所の体制整備や必要な備品の確保に努めることが求められています。

今後の取り組み

(1) 住環境の整備

取り組み内容	
①公営住宅の整備	障がいのある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。
②住宅改修への支援	障害者手帳交付時に冊子を配布することで周知を図り、重度の身体障がいのある人に対し、段差解消等の住宅改修費を給付します。
③公営住宅への優先入居の実施	公営住宅の入居に際し、住宅の必要度合いを点数化する中で優先入居を実施します。
④グループホームの整備等、住宅の確保	地域生活支援拠点の整備をすすめながら、事業所に働きかけて必要量の確保に努め、ニーズを把握した上で、今後のあり方について検討を進めます。

(2) 障がいに関心したまちづくりの推進

取り組み内容	
①バリアフリーに配慮した公共施設の整備	経年劣化等に伴うタイミングで、既存施設のバリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいの有無にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるような整備を進めます。
②安全に移動できる歩行環境の整備	障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障がい物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、交通環境の整備を進めます。
③「バリアフリー新法」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の周知・啓発	障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等をホームページ上で周知を図りながら、事業者等への理解促進や施設の整備、改善要請を行います。
④ユニバーサルデザインに対応した公共施設の整備	障がいのある人を含め、すべての住民が利用しやすいよう、今後施設を新設する際は、ユニバーサルデザインに配慮した設計を行います。
⑤相談窓口の充実	社会福祉協議会内の障害者地域相談支援事業所の役割を周知することで、利用促進を図ります。また、関係各課・機関とのネットワークを形成し、窓口の充実を図ります。

(3) 防災・防犯対策の推進

取り組み内容	
①地域防災体制の確立	作成した避難行動要支援者名簿・マップの情報を更新しつつ、声掛けによる新規登録者を増やします。また、各団体や組織の連携、防災訓練への障がいのある人の参加促進を行うことで、地域ぐるみで災害時の避難に支援が必要な人の支援体制の構築を図ります。
②防災訓練への参加促進	避難行動要支援者名簿等を活用した防災訓練を行い、障がいのある人に必要な支援の入念な把握を行うことで、災害対策に役立てます。自主防災組織の研修等により、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災組織の強化を図ります。
③避難誘導體制の確立	防災行政無線について、メールや電話対応等を活用することで、災害時に適切な情報提供を行うことができる体制を確立します。地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、避難誘導體制の確立に努めます。
④福祉避難所の充実	障がいのある人等、災害時に配慮や支援を必要とする人が安全に安心して避難できる福祉避難所の整備について取り組みを進めます。

取り組み内容	
⑤緊急通報システムの構築	必要な人に対して定期的な安否確認を行うとともに、把握が難しいケースにも対応できるネットワークの構築強化を図ります。 災害時や急な体調の変化等の緊急時に通報できる緊急通報装置の貸与を申請に応じて行います。
⑥障がいのある人に配慮した情報伝達手段の拡充（情報のバリアフリー化）	スマートフォンアプリや電話対応、ケーブルテレビ等各種媒体を活用し、聴覚障がいのある人・言語障がいのある人も的確に情報を入手できる災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。 また、緊急情報システムやFAX110番、携帯電話等からのメール110番の周知を図り、緊急時における体制の強化を図ります。

（４）障がいに配慮した情報提供の推進

取り組み内容	
①障がいの種類に応じた広報の充実と行政資料の作成	広報紙等の刊行物は、色合いや文字の大きさ等、拡大読書器等の使用が円滑に進むよう配慮します。また、ホームページでは、作成した町のウェブ・アクセシビリティ方針に基づいて作成し、障がいの有無や年代に関わらず誰もが読みやすいコンテンツを提供します。
②職員対応要領の周知と活用	障がいのある人に適切に対応するため、職員対応要領を周知するとともに、研修を行う等活用を図ります。
③情報伝達における電子機器の活用	視覚障がいのある人に対し、書類や文書からの必要な情報が伝達できるように、活字読み上げ装置を日常生活用具として給付します。
④手話奉仕員・要約筆記者等の養成	手話奉仕員や要約筆記者を養成するため、県の研修制度についての情報をパンフレットの配布や町広報紙へ情報を掲載することで、周知を図ります。

2 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進

現状や課題を踏まえた施策の方向性

- アンケート調査から、障がいを理由とする差別や偏見が「ある」という回答が所持手帳によっては3割を超えており、差別や偏見をまち全体で解消するための取り組みは求められ続けています。また、障がいへの理解を深めるために必要なこととしては、講演会の開催や学習活動の充実へのニーズが高くなっています。町においては、広報誌等による周知・啓発活動以外にも、講演会等の開催を行い、また、誰もが参加しやすく理解を深めることができる講座や教室の検討を行っていきます。
- 障がいのある人が持つ権利が適切に行使されることを前提に、介助者の高齢化も懸念される中で、成年後見制度や日常生活自立支援事業等、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる支援策の充実を行います。成年後見制度の利用支援として、社会福祉士等が同行する等の実際に制度を利用する際のサポート体制を充実させることで、各制度や事業の利用時には、利用者が安心できる体制の整備を進めます。

今後の取り組み

(1) 広報・啓発活動の充実

取り組み内容
① 広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用 広報紙、パンフレット、町のホームページ等の広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人について住民の理解と啓発を推進します。
② 「障がい者週間」等を中心とした広報・啓発 「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、「障がい者週間」の期間を活用し、障がい者団体等と連携して啓発活動を推進します。
③ 障がい者関係団体と連携した啓発活動の促進 障がいに関して広く住民の理解を深めるため、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
④ 様々な障がいについての啓発促進 相談支援専門員等と連携を強化し、内部障がいや学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症等の発達障がい・精神障がい等、住民の理解が進んでいない障がいについて理解の促進に努めます。
⑤ 障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の啓発の実施 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」についての広報啓発を行います。
⑥ 福祉教育活動への支援 福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室・研修会等、地域における福祉教育活動の促進を図ります。

(2) 選挙等における配慮の実施

取り組み内容	
①障がいのある人が利用しやすい投票環境の整備	車いすの設置や聴覚障がいのある人に向けた貼り紙の掲示等、投票所のバリアフリー化を図ることで、障がいのある人が投票しやすい環境をつくれます。
②投票に対する支援	投票所において障がいの特性に応じた支援を行います。また、代理記載制度や点字投票、郵便投票を実施します。
③郵便投票の啓発	広報紙及びホームページ上で、郵便投票制度の周知・啓発を行います。

(3) 障がいのある人の権利を守る取り組みの推進

取り組み内容	
①日常生活自立支援事業の推進	知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談等を行う日常生活自立支援事業を推進します。
②成年後見制度の利用支援	希望があった場合、重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人、またはその親族に代わり、町長が成年後見等開始審判の申立てを行います。また、社会福祉士が同行する等、利用時のサポート体制充実を図ります。
③障がいのある人の虐待の防止対策の推進	地域生活支援拠点の整備とともに、障害者虐待防止法に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。障がいのある人の虐待防止や虐待を受けた障がいのある人の保護等を図るため、「障がい者虐待防止センター」の設置について検討を行います。

(4) 障がいを理由とする差別解消の推進

取り組み内容	
①人権教育事業の推進	障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。
②各種講座・教育への支援	公民館や図書室等社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の効果的な開催方法を検討し、住民が人権に関する理解を深めることができる機会を創出します。
③人権についての相談窓口の設置	障がいのある人に対する差別や合理的配慮の不提供等の事案、障がいのある人の権利を侵害する事態についての相談に応じます。

3 自立した生活支援と意思決定支援の推進

現状や課題を踏まえた施策の方向性

- アンケート調査から、在宅での生活を続けるために必要なこととして「手当などの経済的援助の充実」が高くなっていますが、所持手帳別では、身体、精神で「外出手段の確保」、療育で「相談体制の充実」が一定高くなっていることから、各手帳に応じた支援策の検討が求められています。今後も個別に対応できるサービス提供体制を整備し、支援を充実させていきます。
- 本町では、近隣市町村も含めて利用できるサービス事業所が不足しているため、事業所に働きかけてサービスの提供体制を確保するとともに、各種研修に派遣する等人材の養成にも取り組みます。
- アンケート調査にて、現在の生活での困りごととして「介助者が不在になった時のこと」や「親亡きあとのこと」が高くなっており、将来を不安視する声が一定数読み取れます。障がいのある人がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるように、権利擁護の推進や相談支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み

(1) 意思決定支援の推進

取り組み内容
①障がいに配慮した情報提供の実施 障がいのある人が自分の意思に基づいて暮らし方を選択できるよう、関係機関への意思決定支援ガイドラインに関する情報提供や、障がいのある人へ障がい福祉サービス事業所等の情報提供を行います。
②障がいのある人の意見の施策への反映 相談支援員を中心に意見の聞き取りを行い、障がいのある人に関わる施策を決定する際に、当事者の意見を取り入れ、当事者本位の施策の構築に努めます。
③権利擁護の推進 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、必要とする人を早期に見つけ、利用につなげます。度会町地域連携ネットワーク推進協議会を通して各医療・福祉・司法方面の連携強化に努め、障がいのある人が適切な支援を受けられる体制を構築します。

(2) 相談支援体制の充実

取り組み内容

①乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実

障がいのある子どもの個々の状態やライフステージに応じて、サポートできる体制の構築に取り組みます。身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、教員や保育士、指導員との連携を図ります。また、教育・医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、乳幼児期から就労に至るまで一貫した支援体制の整備を図ります。

②障がいのある子どもの親への支援体制の確立

子育て支援センターや保育所と連携し、障がいのある子どもの親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図ります。

③相談支援の機能強化

自立支援協議会に設置した相談部会において住民の意向把握や近隣市町村の状況を把握することで、適切に障がいのある人がサービスを利用することができる体制を強化します。

(3) 福祉サービス等の充実

取り組み内容

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討

精神福祉部会においてひきこもりや不登校児童に関する情報共有を行いながら、精神障がいのある人の地域包括的ケアの構築に向けた検討を行います。

②訪問系サービスの提供体制の整備

障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」や「重度訪問介護」等の訪問系サービスの提供体制を強化します。また、「行動援護」「同行援護」等のサービスの提供により、障がいのある人の外出を支援します。

③日中活動系サービスの提供体制の整備

利用前に一次相談を行うことで、本人の状況に合わせた、適切な「生活介護」や「自立訓練」等日中活動系サービスの提供を行い、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

④地域生活支援事業の推進

障がいのある人が、地域において自立した日常・社会生活を営むことができるよう、様々な相談に応じるとともに、地域生活を支える各種サービスの充実を図ります。

⑤補装具給付事業の実施

障がいのある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすいするため、速やかな補装具の給付を行います。

⑥ホームヘルパーの充実

重度障がいのある人への対応等、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、県が開催するホームヘルパーの養成研修等への参加を促進します。

⑦各種障害者手当等の支給

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当の普及啓発に努めます。

⑧難病患者に対する情報提供の推進

難病患者に対し、福祉や医療についての情報提供を進めます。

(4) 社会参加の促進

取り組み内容	
①移動支援の充実	障がいのある人の外出・社会参加を促進するための移動支援の充実に取り組みます。
②各種運賃の割引制度の周知	J Rや私鉄、バス等の割引制度について、障害者手帳の交付時に冊子を配布することで周知を図ります。
③自動車改造費の助成	障がいのある人の運転を支援するため、自動車改造費を助成します。

(5) 地域生活を支えるネットワークづくり

取り組み内容	
①地域福祉活動への支援	社会福祉協議会と連携することで、自治会や民生委員児童委員、N P O、住民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
②小地域ネットワークの構築	障がいのある人をはじめ、地域の中で見守り、支援が必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等によるネットワークの形成を図ります。
③ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒等、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。また、ボランティアグループに対する支援や関係団体との連携強化を図ります。
④ボランティア活動への支援	ボランティアセンターの機能強化やボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
⑤障がい者団体活動支援事業	町内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。また、広報活動に従事することで、若い世代に対して団体への加入促進を図ります。
⑥親や家族等介助者への支援	親や家族等、介助者等の負担を軽減するため、地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の連携による支援・相談体制の強化を図ります。また、病院同行等、他の福祉事業と連携した支援を行います。

4 保健・医療の充実

現状や課題を踏まえた施策の方向性

- アンケート調査にて、町が充実させるべき障がい福祉施策として「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」が高くなっており、障がいのある当事者からも予めの健康診査や対応が求められていることが分かります。
- 心疾患やがん、糖尿病等の病気から障がいにつながるリスクもあります。特定健康診査やがん検診等、各種健康診査の実施と受診率向上に努め、日頃から、障がいの原因となり得る病気を予防するための町民の方の意識づけも重要です。
- 18歳未満の療育手帳所持者が近年微増傾向にあること、アンケート調査内、町が充実させるべき障がい福祉施策として「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」が一定高まっていることから、障がい児支援に対するニーズは高まりを見せています。各関係機関と連携を行いながら、相談体制、教育環境等の充実を図っていきます。
- 医療的ケア児に対応できる仕組みづくりが近年求められていますが、本町には、医療的ケア児に対応できる病院や施設がないのが現状です。現在は高度な医療的ケアが必要な児童はいないものの、必要とする児童が現れた場合に対応できるよう、近隣市町との連携を図ることが必要です。

今後の取り組み

(1) 保健・医療の充実等

取り組み内容
① 公的医療制度の充実 重度心身障がい（児）者に対する医療補助等、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。
② 自立支援医療の給付 18歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減または回復させるための手術や治療等、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18歳未満の障がいのある子どもにおいては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。
③ 精神保健・医療施策の推進 相談支援員や保健師等と連携を図り、様々な状況に応じた心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療に努めるとともに、緊急時における救急体制の構築等適切な支援が行えるよう進めていきます。
④ 訪問看護の推進 精神障がいのある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。

(2) 障がいのある児童への支援

取り組み内容	
①障がい児福祉サービスの利用支援	町が指定する特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者との連携のもと、障がいのある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用にあたっての障がい児福祉サービス利用計画の作成を行います。
②各種サービスの整備	障がいのある児童が利用できるサービスの提供体制を整備します。また、利用可能な事業所の周知・啓発を行いつつ、適切なサービス提供量を検討します。
③療育体制の充実	療育相談や機能訓練等を有する障がい者支援施設との連携を図り、療育環境の整備に努めます。
④子育て家庭への訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談等に応じます。
⑤児童発達支援の充実	障がいのある子どもの身近な療育の場として、地域の障がいのある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施するよう努めます。
⑥保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用している障がいのある児童に対し、保健師が定期的に巡回訪問し、障がいのある児童の保育について助言と指導を行います。

(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

取り組み内容	
①妊婦健診・乳幼児健診等の充実	安全・安心に出産できる医療環境の確保や疾病や障がいの早期発見・対応を図るため、妊婦健診、乳幼児健診を実施します。
②乳幼児への保健指導の実施	こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児訪問、健康教育・健康相談・療育指導、母子保健訪問指導、健康診査後の経過観察等を通じて障がいの早期発見と早期療育につなげます。
③生活習慣予防対策における健診（検診）等の推進	特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、障がいの原因となる脳血管疾患や腎不全、心臓病等の生活習慣病及びその重症化を予防します。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。
④健康教育・健康相談の実施	健康教育や健康相談の充実を図り、健康づくりを支援するために、生活習慣病等の疾病の予防や治療方法等について理解と周知を図ります。また、学校の実施している生活習慣病予防や心の健康を含む思春期保健に関する健康教育の内容を把握し、連携について協議・検討します。
⑤医療的ケア児の支援	保健・医療・福祉等関係機関が連携し、医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が行える体制づくりに努めます。
⑥障がいのある人の健康づくり	障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、関係各課・機関と連携し、健診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

5 雇用・就業・経済的自立の支援

現状や課題を踏まえた施策の方向性

- アンケート調査内の仕事をするうえでの不安や不満では、療育で「職場の人間関係がむずかしい」、精神で「収入が少ない」の回答が高くなっており、手帳ごとの課題が読み取れます。今後も各方面と連携を強化しながら、個別に対応することができる就労支援体制の構築を図り、障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、多様な就労の機会の確保に取り組みます。
- 「障害者差別解消法」の改正によって、民間事業者の合理的配慮が義務付けられたことから、障がいのある人への就労支援だけでなく、事業所に向けた理解促進や支援の検討も行っていく必要があります。
- 町内には就労事業所がない上、需給の関係から今のところは事業所の設置は困難と思われるため、近隣市町の事業所と連携し、障がいのある人の能力や個性に合った働く場を確保することが必要です。日中活動の場として社会福祉協議会で生活介護を行っており、障がいのある人の可能性を引き出す作業内容を工夫することが求められます。

今後の取り組み

(1) 総合的な就労の支援

取り組み内容
① 就労に関する相談体制の充実 障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所及び伊勢志摩障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
② ハローワーク（公共職業安定所）三重障害者職業センターとの連携 関係機関が支援する各種制度の広報・啓発及び活用の促進に努めます。ハローワークによる障害者試行雇用（トライアル雇用）事業や精神障害者等ステップアップ雇用の活用を図ります。三重障害者職業センターによる職場適応援助者（ジョブコーチ）や精神障害者総合雇用支援（職場復帰のコーディネート、リワーク支援）を活用し、障がいのある人の雇用を進めます。
③ 広域的な就労ネットワークの形成 特別支援学校や学校、ハローワーク、商工会、民間企業、就労系事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

(2) 障がい者雇用の促進

取り組み内容	
①民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度の周知徹底を図るとともに、未達成企業に対し指導や助成金制度等を適用する等ハローワーク、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用の促進します。また、農福連携による雇用の創出する方法の検討を行います。
②公共機関における雇用拡大の推進	町役場等の公共機関において、障がいのある人が働きやすい職場環境を整えながら、雇用職域の拡大を図ります。

(3) 福祉的就労の底上げ

取り組み内容	
①福祉的就労の充実	一人ひとりの障がいの内容や状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、就労系事業所等との連携を強化し、就労支援や就労定着に努めます。
②福祉的就労施設の整備	特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人のニーズを把握し、就労系事業所や生活介護事業所等多様な就労の場の確保を進めます。

6 教育・文化芸術活動・スポーツの振興

現状や課題

- 近年、障がい児数が増加傾向にあることから、当事者が望む教育を受けられることができるインクルーシブな教育の提供体制を検討する必要があります。そのためには、障がいのある児童・生徒に対応できるよう、教員の専門性と指導力の向上を図ることが必要です。特別支援学校等の、障がいのある児童・生徒と関わる教員に対して実践的なプログラムを行うことで、指導者の質の向上を図ります。
- まち全体に、障がいに対する理解が深まっている町民を増やすためには、子どもの頃から福祉教育を経験することが重要です。小・中学校における福祉学習に纏わるカリキュラムの中で、障がいのある人との交流機会を設けながら学習機会を創出します。
- 障がいがあっても、スポーツや文化活動を楽しむことができる環境整備が求められています。だれもが利用しやすい社会教育設備等を整備することで、だれでも気軽に参加することができる環境を整えます。障がい者スポーツについて、三重県からの情報を周知しながら、指導者の養成等の方法の検討等を行うことで振興を図っていきます。

今後の取り組み

(1) インクルーシブ教育システムの構築

取り組み内容

①障がいのある児童・生徒の意思を尊重した教育の実施

障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めます。障がいのある児童と保護者に対する十分な情報提供を行い、その意思を尊重した就学先が決定できるように取り組みます。就学先の決定後も、補装具を支給する等をして学習環境の整備も行います。

②教育施設のバリアフリー化

障がいのある児童・生徒が学習しやすいように学校施設等の環境整備を行います。

③教職員の専門性の向上

障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校障がい児教育担当教員との実践的な交流や研修会、相談を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。

④放課後の居場所づくり

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障がいの有無に関わらず、ともに過ごす居場所づくりを進めます。

⑤発達障がい児支援の充実

教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。

取り組み内容

⑥校内体制の整備

特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の設置等を進め、校内体制の構築を推進します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、障がいのある児童・生徒のニーズに応じた支援に取り組みます。

(2) 福祉教育の推進

取り組み内容

①障がい者教育事業の推進

障がいのある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成、子どもの指導にあたる職員が対象の研修会の開催等に取り組みます。

②学校における交流活動の推進

関係機関・団体との連携を強化し、小・中学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障がいのある人との交流機会の充実を図ります。

③交流の場づくり

障がいのある人と地域住民との交流を活発にするため、会場のバリアフリーの整備等、参加される方に配慮したイベントやフェスティバル等の企画・実施を検討します。

④学校における福祉教育の推進

「地域ふれあい体験活動」や「総合的な学習の時間」等を活用し、子どもの頃から福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

取り組み内容

①生涯学習の促進

障がいのある人が参加しやすい講座を研究する等、実施に向けた具体的な方法の検討を行います。障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表できる機会の創出に努めます。

②社会教育施設の整備

障がいのある人をはじめ、だれもが利用しやすい社会教育施設の整備及び充実に取り組みます。

(4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

取り組み内容

①障がい者の集い

障がいのある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別をこえた交流事業の開催を検討します。

②障がい者スポーツの促進

三重県からの情報をチラシで周知することで、障がい者スポーツの振興を図ります。障がい者スポーツ指導者の養成と組織化を支援するとともに、障がいのある人が参加できる方法を工夫します。

第5章 度会町第7期障がい福祉計画

1 成果目標等の設定

度会町第7期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

国の 基本指針	①地域生活に移行する人数	
	考え方	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	②施設入所者数の削減	
	考え方	令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設の入所者数から5%以上削減することを基本とする。※継続入所者を除く

度会町の方針

現在の施設入所者の背景として、家族関係や障がいの内容等から家族や地域での生活が難しく、地域生活へ移行することが現実的には難しいケースが存在しています。そのような中でも、今後はグループホームの利用等により、少なくとも1人が地域生活へ移行し、当事者本人の意思を尊重しながら目標達成に努めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
基準値：施設入所者数（令和4年度末）	14人	令和4年度末時点の施設入所者数
①地域生活移行者の増加	1人	基準値のうち、令和8年度末時点までに地域生活に移行する人の目標値
	7.1%	
②施設入所者の削減	2人	基準値のうち、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
	14.0%	
	12人	令和8年度末時点の施設入所者数

2. 地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

国の 基本指針	①地域生活支援拠点等の充実	
	考え方	令和8年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
	②強度行動障がい有者への支援体制の整備	
	考え方	強度行動障がい有者に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

度会町の方針

町内における地域生活拠点等の整備として、現在は3つの事業所が登録済みであり、面的整備が進められています。この内、2つの事業所においては緊急時の受け入れを行っており、迅速な支援体制を整えています。今後も近隣事業所を訪問し、説明及び協議を行いながら、登録事業を増やすための働きかけを継続し、強度行動障がいにも対応した支援体制の検討を進めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和8年度末までに整備する地域生活支援拠点等の目標値（複数事業所による面的整備）
地域支援拠点の運用状況の検証	実施	令和8年度末までに年1回以上運用状況の検証を実施
強度行動障がい有者への支援体制の整備	実施	強度行動障がい有者に関し、支援ニーズの把握や支援体制の整備方針を検討する。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

目標

①一般就労への移行者数

考え方

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。

ア. 就労移行支援事業

考え方

令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

イ. 就労継続支援A型事業

考え方

令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。

ウ. 就労移行支援B型事業

考え方

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業所数

考え方

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業所利用者数

考え方

令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

④就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

考え方

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

度会町の方針

- 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定しました。
- 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行実績を1.31倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定。本町の令和3年度の実績は0人であったため、1人を設定しました。
- 令和3年度の就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の一般就労への移行実績を、それぞれ1.29倍以上、1.28倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定しました。
- 令和3年度の一般就労移行者の1.41倍が就労定着支援事業を利用することを基本とし、数値を設定しました。
- 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数については、町内に事業所がないため設定できません。
- 事業所ごとの就労移行定着率については、町内に事業所がないため設定できません。
- 町内には事業所がなく、利用者は町外事業所に通っているため、町内事業所の設置についてのニーズの把握を行うとともに、町外の事業所と連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
一般就労への移行実績	0人	令和3年度の一般就労への移行者数
ア. 就労移行支援事業	0人	就労移行支援事業を通じて 令和3年度中に一般就労へ移行した人数
イ. 就労継続支援 A 型事業	0人	就労継続支援 A 型事業を通じて 令和3年度中に一般就労へ移行した人数
ウ. 就労継続支援 B 型事業	0人	就労継続支援 B 型事業を通じて 令和3年度中に一般就労へ移行した人数
①一般就労への移行者数	2人	令和8年度の一般就労への移行者数
ア. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業等を通じて 令和8年度中に一般就労に移行する人数
イ. 就労継続支援 A 型事業	1人	就労継続支援 A 型事業を通じて 令和8年度中に一般就労に移行する人数
ウ. 就労継続支援 B 型事業	0人	就労継続支援 B 型事業を通じて 令和8年度中に一般就労に移行する人数
②就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数

4. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等	
国の基本指針	<p>考え方</p> <p>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターを設置することを基本とする。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。</p>

度会町の方針

基幹相談支援センターについては、今後の重層的相談支援体制の構築に向けて、近隣市町での設置を含め検討していきます。

■成果目標

項目	数値	考え方
協議の場の設置	有	令和8年度末までに協議の場を設置
協議会における地域サービス基盤の開発・改善	実施	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

5. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上させるための取り組みに係る体制の構築	
国の基本指針	<p>考え方</p> <p>令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。</p>

○現在、県への研修に参加する職員数は0人となっていることから、担当課より1人の職員が参加することを設定します。

○審査結果については分析に努め、近隣市町との審査結果の共有については検討していきます。

■成果目標

項目	数値	考え方
①都道府県実施研修への職員参加人数	1人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数
②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果と分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有することで、適正なサービスの提供を図る

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

1. 地域生活支援の充実

(1) 訪問系サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、行動する際の危険を回避するために必要な援護を行ったり、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
重度障がい者等 包括支援	重度の障がいのある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	2	2	1	1	1	1
	時間/月	13	13	1	13	13	13
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	15	22	29	29	29	29
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量確保に向けた方策

居宅介護（ホームヘルプ）については、前回期間中に利用者数と利用時間がともに計画値を下回っているため、減少傾向であることを踏まえて数値を見込んでいます。県等が開催するホームヘルパーの養成研修等についての情報を周知しながら人材を確保し、適切なサービスの提供を行います。

重度訪問介護については、現在のところ利用はありませんが、必要に応じてサービスの提供を行えるよう体制を整備します。

同行援護については、前回計画期間中に利用時間が計画値を上回っているため、過去6年間の内で最も利用時間が多かった、令和5年度の数値を今後も見込んでいます。今後も視覚障がいのある人が外出に不自由しないようサービスの充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等で、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に対し、通っている障がい者支援施設やサービス事業所等において、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に対し、通っている障がい者支援施設やサービス事業所等において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人に対し、それぞれの希望や能力に応じた仕事探しを支援し、就労先や関係機関とマッチングを行います。
就労移行支援	就労を希望し、通常の事業所での雇用が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他必要な支援を行います。
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がいのある人に対し、生産活動及びその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されていたものの年齢や心身の状態等の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人等に対し、生産活動及びその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事、その他必要な支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	24	23	24	24	24	24
	人日／月	453	455	443	491	491	491
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	3	2	2	2	2	2
	人日／月	21	23	30	30	30	30
うち精神	人／月	3	2	2	2	2	2
	人日／月	21	23	30	30	30	30
就労選択支援	人／年	0	0	0	-	0	0
就労移行支援	人／月	0	0	1	1	1	1
	人日／月	0	0	8	14	14	14
就労継続支援 A 型	人／月	8	8	7	8	9	10
	人日／月	113	152	136	180	203	225
就労継続支援 B 型	人／月	13	16	13	15	17	19
	人日／月	170	200	204	278	315	352
就労定着支援	人／月	1	1	0	1	1	1
療養介護	人／月	0	1	1	1	1	1
短期入所	人／月	6	7	4	4	4	4
	人日／月	12	21	22	22	22	22

■見込み量確保に向けた方策

生活介護については、前々回、前回計画期間中から年度によって増減はあるものの、全体的に増加傾向にあるため、今後も利用の増加を見込んでいます。希望する方にサービス提供できるよう近隣市町の事業所等へ働きかけ、受け入れ先の確保に努めます。

自立訓練（生活訓練）については、利用時間が増加しており、最も高くなっている令和5年度の数値を見込んでいるため、サービス量の確保に努めます。

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、それぞれ利用時間の増加を見込んでいます。町内には就労の場がないため、商工会議所へ障がい者雇用制度について周知を行うとともに、産業振興課へ協力を求め、町内における雇用の創出に努めます。

就労定着支援については、前回計画期間中に一定の利用があるため今後も見込み、就労に伴って起こる問題の解決に努めます。

短期入所については、緊急時のほかに、介護を行う家族が休息をとるという意味でも需要があり、今後も一定の利用を見込んでいます。町内には事業所がないため、近隣市町の事業所等へ働きかけ、受け入れ先の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談や入浴、排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適時、適切な支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	4	3	4	5	6	7
うち精神	人/月	4	3	4	5	6	7
施設入所支援	人/月	11	14	12	11	11	11
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
うち精神	人/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量確保に向けた方策

共同生活援助（グループホーム）については、利用者数の増加がみられます。地域生活の移行をめざす上では重要な拠点ですが、費用面や立地場所等で課題もあるため、引き続き、ニーズの把握に努めるとともに、必要量の確保及び設置の在り方について検討を進めます。

施設入所支援については、地域生活への移行支援を行うことを前提に、前回計画期間中より減少している実績値を見込んでいます。今後も引き続き、必要量に応じたサービスを提供します。

(4) 相談支援

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／年	50	51	67	74	81	89
地域移行支援	人／年	0	0	0	1	1	2
うち精神	人／年	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人／年	0	0	0	1	1	2
うち精神	人／年	0	0	0	1	1	2

■見込み量確保に向けた方策

計画相談支援については前回計画期間中に利用者数が増加しており、今後も利用の増加を見込んでいるため、事業所と連携して必要なサービス量の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、前回計画期間中に利用者はありませんでしたが、施設入所や精神科病院に入院している人の地域移行のニーズに対応できるよう見込み量を設定しています。

2. 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

■見込み量確保に向けた方策

国の補助事業としての啓発事業は行っていませんが、窓口でのパンフレット配布や、ポスターの掲示、「福祉ふれあいまつり」や講演会、講座を通して理解促進や啓発を行っています。

今後も、引き続き社会福祉協議会や障がい者団体、専門職と連携を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し啓発に取り組みます。また、学校における福祉教育を継続するとともに、県の研修会を活用し、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成を行います。

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

■見込み量確保に向けた方策

国の補助事業としては実施していませんが、社会福祉協議会や既存の団体と連携を図りながら、避難支援や相談支援に関わる体制の整備といった障がいのある人やその家族に対する自発的な取り組みを支援します。今後も、関係者間での情報共有を行い、自発的な活動への支援を行います。

(3) 相談支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	相談や福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

■見込み量確保に向けた方策

障がい者相談支援事業については、計画相談や個別相談の実施を踏まえ、相談支援サービス実施事業所に対して支援を行います。また、基幹相談支援センター設置に向けた課題を整理しつつ、近隣市町での設置も視野に検討を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量確保に向けた方策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度についての広報に努めるとともに、相談機関と連携して利用が必要な人に対し、支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

■見込み量確保に向けた方策

法人後見支援事業をはじめ、成年後見制度の支援体制については、地域包括支援センター内に中核機関及びサポートセンターを設置しており、今後も高齢者福祉部門と連携しながら体制整備に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	1	1	1

■見込み量確保に向けた方策

手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」等により合理的な配慮がなされる取り組みが求められており、障がいのある人の適切な情報入手や意思疎通につなげられる支援体制の整備が必要です。

本町では、引き続き手話通訳者・要約筆記者派遣事業を三重県聴覚障害者協会へ事業委託し、ニーズに対応できる体制に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	件/年	214	244	228	227	226	225

■見込み量確保に向けた方策

前回計画期間中に利用件数が計画値を下回っており、微減傾向で今後を見込んでいますが、必要の人がサービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を引き続き行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	0	0	0	0	1

■見込み量確保に向けた方策

県が実施する研修について窓口にてパンフレットを配布して周知を図り、手話奉仕員の養成を図ります。

(9) 移動支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間／月	0	0	0	5	5	5

■見込み量確保に向けた方策

移動支援事業については、前回計画期間中の利用はありませんでしたが、過去には実績があり、ニーズも見込まれるため、障がいのある人の社会参加の促進を含め、利用意向があった際に対応できるよう、体制の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人／年	1	1	1	2	2	2

■見込み量確保に向けた方策

町内に地域活動支援センターはありませんが、町外事業所における利用者はおり、本計画においても利用者を見込んでいます。今後も、近隣市町の地域活動支援センターを利用できる体制の確保に努めます。

(11) 訪問入浴サービス事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することで、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	回／月	0	0	0	8	8	8

■見込み量確保に向けた方策

訪問入浴サービスについては前回計画期間中の利用はありませんでしたが、ニーズに応じてサービスを提供できるよう一定量の確保に努めます。

(12) 日中一時支援事業

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人／年	13	14	11	11	11	11

■見込み量確保に向けた方策

日中一時支援事業については、前回計画期間中から利用者数が減少傾向にありますが、今後も一定の利用が見込まれているため、事業所と連携し必要なサービス量の確保に努めます。

第6章 度会町第3期障がい児福祉計画

1 成果目標の設定

度会町第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児支援の提供体制について成果目標を設定します。

1. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	①児童発達支援センターの設置	考え方	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	②障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	考え方	令和8年度末までの、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	考え方	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	考え方	各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

度会町の方針

- 児童発達支援センターについては、伊勢志摩圏域で設置された「伊勢市おおぞら児童園」において、障がい児に対する重層的な支援を行います。
- 保育所等訪問支援については、保健師が定期的に巡回し、個々のケースに応じた助言・指導を行っています。また、児童発達支援事業所等が各学校と連携を図りながら、支援が必要な児童へのサポートを行っており、今後も同様に対応し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を整備します。
- 本町においては重症心身障がい児に対応できる医療機関はありませんが、近隣の「済生会明和病院なでこ」で事業を実施しており、必要な体制は確保されています。
- 医療的ケア児支援における協議の場やコーディネーターの配置については、三重県南部6市10町と「済生会明和病院なでこ」で構成する「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連携会議）」において実施しています。

■成果目標

項目	数値	考え方
①児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までの児童発達支援センター設置の目標値
②障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	実施	令和8年度末までの保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	実施	令和8年度末までの児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	実施	令和8年度末までの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

度会町で暮らす障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から8年度までの各年度における指定障害児通所支援または指定障害児相談支援等の種類ごとに必要なサービス量及び見込み量を確保するための方策を定めます。

■サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等の職員に対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■サービス見込み量

サービス	単位	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込み値）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人／月	17	19	8	8	8	8
	人日／月	52	42	42	50	50	50
放課後等デイサービス	人／月	26	29	27	32	38	46
	人日／月	244	125	318	318	318	318
保育所等訪問支援	人／月	0	1	2	4	8	16
	人日／月	0	2	3	6	12	24
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人／年	40	43	86	118	118	118
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人／月	0	0	0	0	0	0

■見込み量確保に向けた方策

障がいのある児童に関する福祉ニーズは年々高まっており、放課後等デイサービスは前回計画期間中に利用者数と利用日数が増加しています。児童発達支援、障がい児相談支援についても前回計画期間中に一定の利用があり、今後利用の増加を見込んでいるため、事業所への働きかけを行い、見込み量の確保に努めます。

第7章 計画推進のために

1 関係各課・関係機関・関係団体との連携

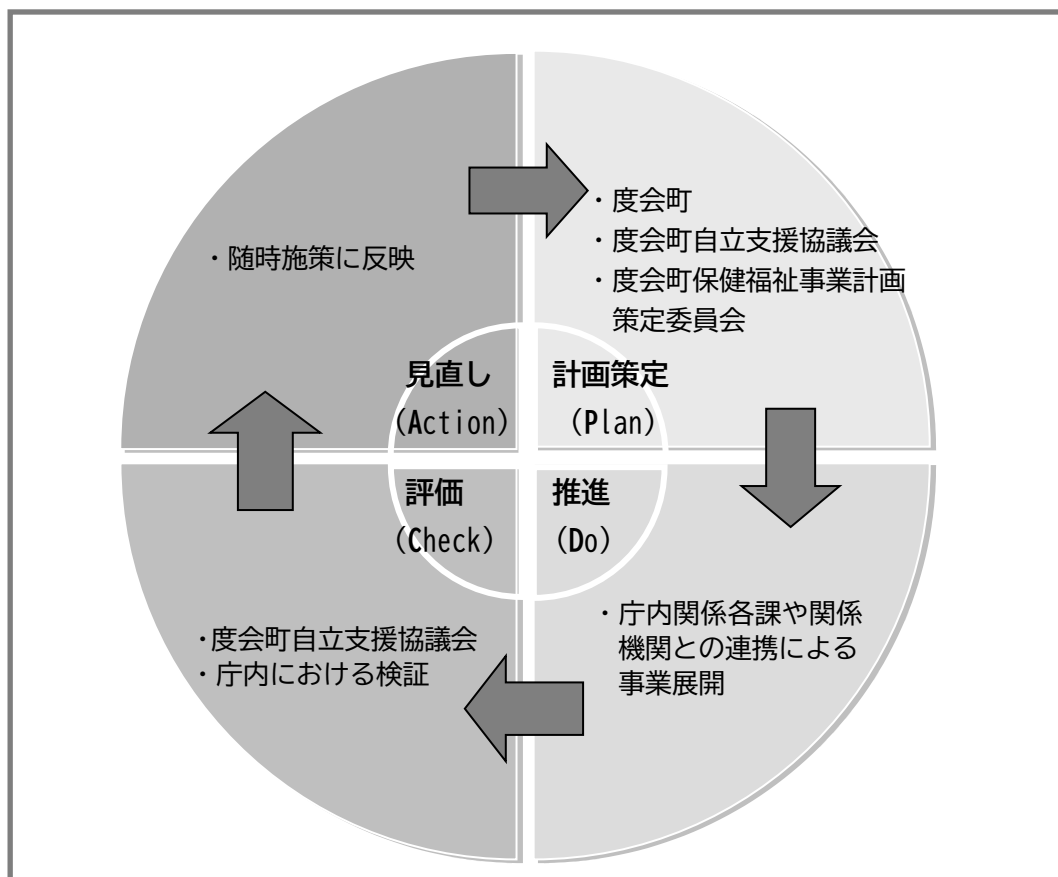
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていくための基盤づくりや障がいのある人の社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図ります。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「度会町自立支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施します。



第8章 資料編

1 用語解説

あ行

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であることをあらわす用語。利用のしやすさ。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

障がいのある人となない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業等の団体、そして行政等の公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

グループホーム

障がいのある人等が援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障がいのある人や精神障がいのある人が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設。

権利擁護

金銭の管理やサービスの利用等において、自己の権利を表明することが困難な障がいのある人や認知症の高齢者等の権利を守り、代弁すること。

高次脳機能障がい

脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ行

児童発達支援センター

障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成 16 年、平成 23 年に一部改正が行われている。

障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。

成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

た行

地域生活支援拠点等

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、住民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域包括ケアシステム

障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。

介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。

特別支援学校

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成 19 年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

な行

難病

発病の原因が不明で、治療方法が未確立であり、後遺症のおそれがある疾病。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

農福連携

農業を福祉の分野に取り入れる試み。高齢化や担い手不足が進む農業分野において、障がいのある人の働く場を確保するとともに、障がいのある人の工賃向上につながるとして、農林水産省等が推奨している。

は行

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間の在り方。

ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

避難行動要支援者台帳

高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の台帳をいう。「災害対策基本法」の一部改正（平成 25 年 6 月）により、自治体による作成を義務付けること等が規定された。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や行

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

ら行

療育

障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立生活を送るために必要な能力が得られるよう、治療・訓練に加えて、社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導を行うこと。

2 計画策定の経緯

日時	内容
令和4年9月28日（水）15：00～	第1回 度会町自立支援協議会代表者会議 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定に係るアンケート調査票について
令和4年10月19日（水）13：30～	第1回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画策定の概要について ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定に係るアンケート調査票について
令和5年2月17日（金）15：00～	第2回 度会町自立支援協議会代表者会議 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に係るアンケート調査結果について
令和5年3月15日（水）13：30～	第2回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に係るアンケート調査結果について
令和5年6月28日（水）13：30～	第3回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」骨子案について
令和5年8月28日（月）15：00～	第3回 度会町自立支援協議会代表者会議 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」骨子案について
令和5年11月14日（火）15：00～	第4回 度会町自立支援協議会代表者会議 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」素案について
令和5年11月24日（金）13：30～	第4回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」素案について
令和6年1月23日（火）15：00～	第5回 度会町自立支援協議会代表者会議 ・パブリックコメントの実施報告 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」素案について
令和6年2月7日（水）13：30～	第5回 度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・パブリックコメントの実施報告 ・「第4次度会町障がい者基本計画/第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」計画原案（最終）について

3 度会町自立支援協議会 委員名簿

(敬称略 順不同)

委員の区分	所属	氏名
一般（身体障がい）	住民代表	山口 孝幸
福祉関係	民生児童委員協議会 副会長	西村 三喜男
障がい者の家族 （知的障がい）	度会町手をつなぐ親の会	小岸 隆
学識経験者	町議会総務住民常任委員長	○大野 原徳
学識経験者	住民代表	◎中西 正典
教育関係	三重県立特別支援学校 玉城わかば園	松本 知子
福祉関係	社会福祉法人 四季の里（ひのき作業所）	直江 敦代
福祉関係	障害児入所施設 三重済美学院	西村 桃子
福祉関係	度会町社会福祉協議会 事務局長	高橋 智章
（精神障がい）	精神保健福祉士（保健師）	山下 弓子

◎会長 ○副会長

4 度会町福祉総合計画策定委員会 委員名簿

(任期：令和4年10月19日～令和6年3月20日)

(敬称略 順不同)

委員の区分	役職名	氏名
学識経験者	度会町議会議員	◎大野 原徳
福祉関係者	度会町民生委員児童委員協議会 会長	中村 嘉一 (～令和4年11月30日)
		門野 隆一 (令和4年12月1日～)
医療関係者	西川整形外科	西川 肅
保健関係者	保健師	下田 未来
関係団体 地域福祉	度会町社会福祉協議会 会長	○福井 利彦
関係団体 障がい	障がい者就業・生活支援センター「いくる」 主任就労支援ワーカー	御室 和世
関係団体 介護	度会町居宅介護支援事業所 管理者	藤井 晶
関係団体 健康増進・食育	度会町食生活改善推進協議会 会長	坂本 浩子
住民代表		小岸 隆
住民代表		縄手 一郎
行政関係者	総務課長	中井 宏明
行政関係者	みらい安心課長	山下 喜市
オブザーバー	国立長寿医療研究センター老年内科 医長	大西 丈二 (令和4年9月17日～)

◎会長 ○副会長

度会町第4次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

発行:度会町 保健こども課 こども・障がい係

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

TEL : 0596-62-2413

FAX : 0596-62-1138